

松江市中核市移行基本計画（案）

～更なる住みやすさの向上を目指して～

平成 28 年 11 月
松 江 市

お問合せ先

松江市 総務部 中核市移行準備室

電話：0852-55-5044 Fax：0852-55-5593

E-Mail：chukakushi@city.matsue.lg.jp

目 次

はじめに	1
1 中核市の制度	2
2 中核市移行の目的（中核市移行により目指す松江市の姿）	7
3 移譲事務	9
4 中核市移行の効果（メリット）	12
5 保健所の設置方法	19
6 島根県への委託等	22
7 人材の育成、組織・人員	23
8 条例の整備	26
9 審議会等の附属機関の設置	29
10 外部監査制度	30
11 中核市移行に伴う財政影響	31
12 広報等の実施状況	35
13 検討のための体制	36
14 これまでの経過及び今後のスケジュール見込み	38
■ 資料編	41
資料1 中核市移行のメリット（一覧）	41
資料2 中核市移行に伴う財政影響 事務事業ごとの経費（一覧）	54
資料3 指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況	58
資料4 島根県松江保健所の業務及び職員数	60

はじめに

地方自治法が一部改正され、平成 27 年 4 月からは、20 万人以上の人口があれば中核市に移行できることになりました。

中核市は、市民に身近な行政サービスのほとんどを横浜市、広島市等の政令指定都市並みに担います。このため、これまで以上に地域の特性や課題に応じた柔軟できめ細やかな施策を実施することができるようになり、更なる住みやすさの向上のための取組を進めることができます。

住みやすさという点では、平成 27 年 3 月に経済産業省の調査で松江市が「日本一暮らしやすいまちである」という結果が公表されました。これは、松江市のこれまでの官民挙げての取組の成果が表れたものと捉えています。また、松江市内には多くの病院、診療所が開設され、医療資源が豊富であり、高齢化が進む社会において、今後必要とされる保健、医療、福祉、介護等が連携した住みやすい環境を築くための条件に恵まれています。

このようなこれまでの成果や地域の特性を生かしつつ、一層磨きをかけるため、市民に一番身近な基礎自治体である市が、より多くの行政サービスを自らの責任と判断で担う中核市に移行することは大きな意義があると考えています。

また、松江市は、日本海側の主要都市圏で 3 番目の人口規模がある中海・宍道湖・大山圏域の中で唯一、中核市に移行することができる都市です。全国で地方創生の取組が進められ、また、各地方の中核的な都市が中核市への移行に取り組んでいる中であって、松江市が中核市に移行し、住みやすさの向上と行政機能のレベルアップを図り、更なる権限移譲や財源の受け皿としての役割を果たして行くことは、この圏域が、日本海側の拠点として、将来に渡り発展を続けていく上で大変重要なことであると考えています。

この「松江市中核市移行基本計画」は、これまでの、協議、検討、準備等の結果を踏まえ、移行目標期日を平成 30 年 4 月 1 日とし、松江市が中核市に移行する目的及び効果並びに中核市に移行する場合の財政への影響、組織体制・職員の確保、今後の準備スケジュール等をまとめたものです。具体的な内容をお示しした上で、市民の皆様の御意見をお伺いしながら、中核市移行への取組を着実に進めていきます。

1 中核市の制度

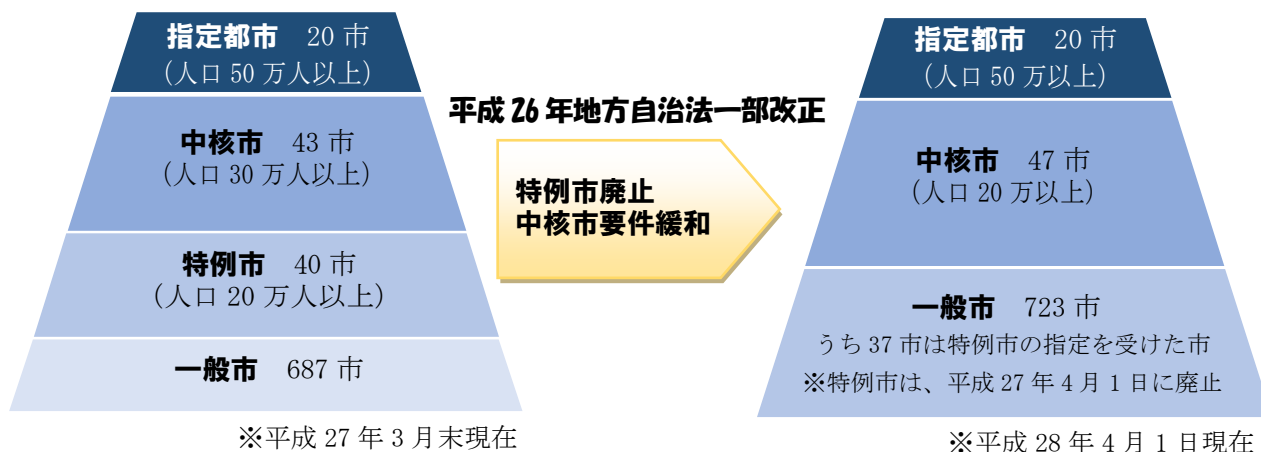
《住民に身近な行政サービスは、住民に身近な市が担う》

中核市とは、地方分権を進めるための都市制度の1つです。

地方自治の制度では、『住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な市町村が行う方がよい』と考えられています。しかし、全国には、大小様々な規模の市町村があり、規模の小さな市町村が、住民に身近なサービスだからといって、全ての事務を処理することは、人的にも、財政的にも困難です。そのため、住民に身近なサービスであっても、一定の行政能力がなければ担うことができない事務については、国や都道府県にその権限を残す仕組みがとられています。そして、一定の人口規模や行政能力があると認められる市を「指定都市」、「中核市」又は「特例市」として指定し、その人口規模や行政能力に応じて、一定の権限をまとめて移譲する制度が設けられました。

すなわち、**中核市に移行することは、地方分権が進み、「住民に身近な行政サービスは、住民に身近な市が担う」という地方自治の考え方に近づいていくということになります。**

なお、松江市は、市町村合併を経て、平成23年に人口が20万人を超え、平成24年4月に「特例市」の指定を受けました。



《中核市制度と特例市制度の統合》

第30次地方制度調査会の答申（平成25年6月25日「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」）で、「人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである」とされました。このことは、人口20万以上の都市であれば、中核市の

権限を担う能力があると認められたものです。

これを受けた平成 26 年の地方自治法の一部改正により、平成 27 年 4 月から、「特例市」制度が廃止されるとともに、「中核市」の人口要件が、これまでの「30 万人以上」から「20 万人以上」に引き下げられました。これまでの特例市は、中核市に移行するか、一般市に留まるかの選択をすることになりました。

なお、**山陰地方で、中核市の要件を満たしているのは、松江市と鳥取市だけです。**

また、全国の道府県庁所在市で、指定都市又は中核市の指定を受けていない 11 市のうち中核市の要件を満たす市は 10 市です。このうち 8 市が中核市移行を目指すことを表明しています。その他の 2 市も中核市移行の検討や研究を行っています。

【参考】道府県庁所在市で指定都市又は中核市の指定を受けていない 11 市のうち、中核市の要件を満たす 10 市の中核市移行への取組状況

中核市移行を目指すことを表明（8 市）	山形市、福島市、水戸市、福井市、甲府市、鳥取市、松江市、徳島市
中核市移行について検討・研究中（2 市）	津市、佐賀市

（平成 28 年 11 月 1 日現在）

【参考】全国の指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況→ 後掲資料 58、59 ページ

※ 平成 26 年の地方自治法の一部改正には、経過措置が設けられており、人口 20 万未満であっても、平成 27 年 4 月 1 日現在で特例市の指定を受けている市は、平成 32 年 3 月 31 日までの間は、中核市の指定を受けることができることとされています。中核市移行の要件の人口は、直近の国勢調査の人口で判断されます。

なお、中核市の指定を受けた後に人口が 20 万人を下回っても、中核市の指定を取り消されることはありません。

【参考】松江市の人口と人口推計

単位：人

平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 52 年 (2040 年)
208,613	206,230	199,120	192,401	184,957	176,844	168,173

推計人口

※平成 22 年及び平成 27 年は国勢調査結果による。

※平成 32 年以降は、推計人口。『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所ホームページ）から引用

《指定都市、中核市、特例市の事務の概要》

道府県、指定都市、中核市及び特例市の担う主な事務を行政分野ごとに分類すると次の表のようになります。

	保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・安全防災
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 麻薬取扱者(一部)の免許 ❑ 精神科病院の設置 ❑ 臨時的予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 保育士、介護支援専門員の登録 ❑ 身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 小中学校学級編成基準、教職員定数の決定(*1) ❑ 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 ❑ 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 第1種フロン類回収業者の登録 ❑ 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 都市計画区域の指定 ❑ 市街地再開発事業の認定 ❑ 指定区域の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 精神障がい者の入院措置 ❑ 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 区域区分に関する都市計画決定 ❑ 指定区間外の国道、県道の管理 ❑ 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 保健所の設置 ❑ 飲食店営業等の許可 ❑ 温泉の利用許可 ❑ 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 保育所、養護老人ホームの設置の認可、監督 ❑ 介護サービス事業者の指定 ❑ 身体障がい者手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ❑ ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 屋外広告物の条例による設置制限 ❑ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市(※廃止済)				<ul style="list-style-type: none"> ❑ 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ❑ 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ❑ 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 市町村保健センターの設置 ❑ 健康増進事業の実施 ❑ 定期の予防接種の実施 ❑ 結核に係る健康診断 ❑ 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 保育所の設置、運営 ❑ 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) ❑ 養護老人ホームの設置、運営 ❑ 障がい者自立支援給付 ❑ 介護保険事業 ❑ 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 小中学校の設置管理 ❑ 幼稚園の設置、運営 ❑ 県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 一般廃棄物の収集、処理 ❑ 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 上下水道の整備、管理、運営 ❑ 都市計画決定 ❑ 市町村道、橋りよの建設管理 ❑ 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 消防、救急活動 ❑ 災害の予防、計画、防除等 ❑ 戸籍、住民基本台帳

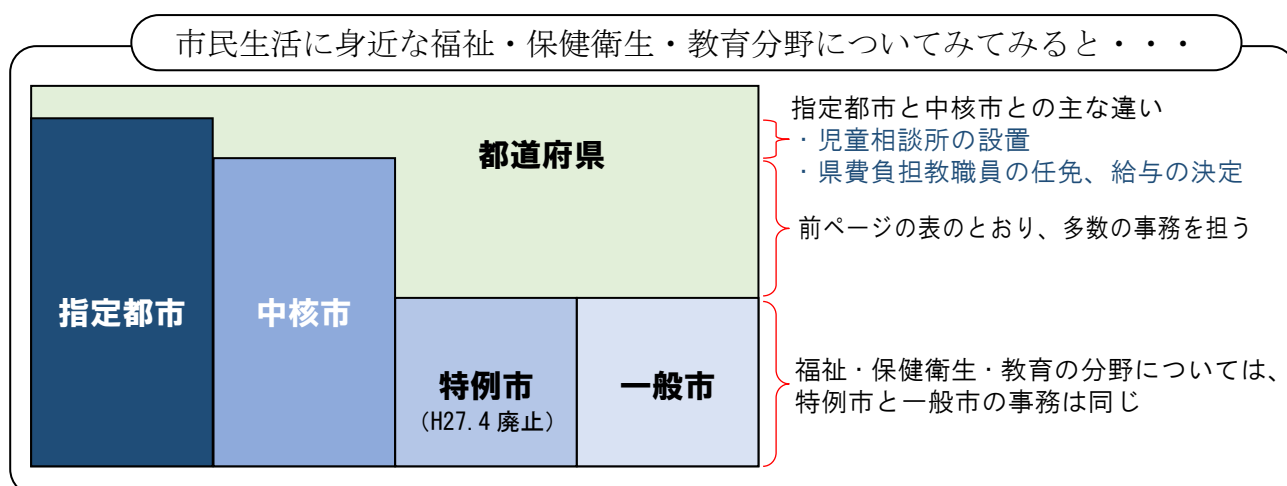
*1 小中学校学級編成基準、教職員定数の決定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法。平成26年6月4日公布)により、平成29年4月1日から指定都市に移譲される。

特例市には、福祉、保健衛生及び教育に関する分野の事務の移譲はありませんでしたが、**中核市は、福祉、保健衛生及び教育に関する分野も含め、市民に身近な行政サービスについては、そのほとんどを指定都市並みに担う**ことになります。

※ 前ページの表に記載した事務は、法律上の道府県、指定都市、中核市及び特例市の事務です。

松江市においては、島根県の「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により既に移譲を受けている事務があります。

※ 特例市は、平成 27 年 4 月に廃止されていますが、平成 27 年 3 月までに特例市になった市は、引き続き特例市として移譲された権限を担うこととされていますので、便宜上、特例市を含めて記載しています。



《中核市の権能》

中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務など中核市が処理することが適当でない事務を除き、処理します。(地方自治法第 252 条の 22 第 1 項)

①保健所の設置

中核市は、保健所を設置することとされ、保健所設置市の長等に移譲されている事務を処理します。(地域保健法第 5 条)

②行政監督の特例

福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられています。行政監督の特例とは、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとするものです。(地方自治

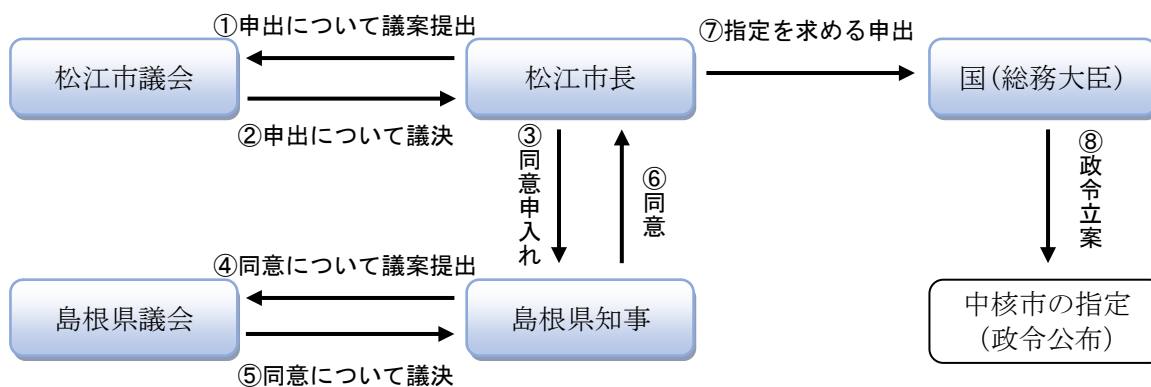
法第 252 条の 22 第 2 項)

③移譲事務以外の事務

外部監査制度における包括外部監査の導入（地方自治法第 252 条の 36 第 1 項）が義務付けられています。

《中核市指定の手續》

中核市の指定を受けるには、市議会の議決、県議会の議決、知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。



2 中核市移行の目的（中核市移行により目指す松江市の姿）

中核市に移行すると、現在、島根県が担っている事務のうち約 1,800 の事務の権限が松江市に移譲されます。市民に身近な行政サービスのほとんどを市が担うことになり、市が市民サービスに総合的に責任を持つことができるようになります。市が総合的に行政サービスを担うことで、この地域の特性や課題に応じた柔軟で迅速な行政サービスの提供をこれまで以上に進めることができます。

また、人口減少が社会問題として大きく取り上げられる中、松江市は、近隣の市町村と連携、協力し、「まち・ひと・しごと創生」に取り組み、この地域の人口を維持し、継続的な発展を目指して行く必要があります。

中核市に移行することにより目指す松江市の姿として3つのビジョンを掲げ、これまで以上に「住みやすさ日本一のまち」、「健康寿命日本一のまち」の実現と「中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献」に取り組んでいきます。

中核市移行により目指す松江市の姿

住みやすさ日本一のまち

市が一元的に市民生活の責任を担うことで、地域の課題に応じた柔軟で迅速な行政サービスを提供し、より一層の住みやすさ向上を図ります。

健康寿命日本一のまち

保健所を設置することにより、保健衛生、健康づくり事業に一体的に取り組み、また、医療、介護とも連携し、市民の健康寿命日本一へ向けた取組を強化していきます。

中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献

地方拠点となる中海・宍道湖・大山圏域¹の活力の維持・発展に貢献していきます。

¹中海・宍道湖・大山圏域 松江市、出雲市、安来市、米子市、境港市、大山圏域の鳥取県西部7町村で構成し、平成24年4月に圏域市長会を結成しました。圏域人口は、65万人で、日本海側の主要都市圏では第3位の規模があります。産業や都市機能の集積、魅力的な観光地、国内外につながる空港、港、高速道路など、高いポテンシャル（潜在能力・可能性）を有しています。

【中核市移行により目指す松江市の姿イメージ図】

松江市の課題

●**地方分権の推進**

松江市は、特例市に移行し、多くの権限移譲を受けてきましたが、市民生活に直結する行政サービスの権限が、県と市に分かれたままとなっています。住みやすさの向上、市民の健康を増進していく取組をより効果的に進めていくためには、市民サービスに総合的に責任を持つことができる権限の移譲を受ける必要があります。

●**健康長寿への希求**

高齢化が進展する中、健康長寿を望む意識が高まっています。市民の健康を守るサービスは、現在、市の保健センターと県の保健所が役割分担をして提供しています。

●**人口減少社会**

首都圏への一極集中、出生率の低下など、日本全体で人口減少が社会問題となっています。このような中、地方の活力を維持していくため、松江市が、県庁所在市として県全体をけん引するとともに、中海・宍道湖・大山圏域が連携して発展していく必要があります。

目指す中核市 松江の姿

住みやすさ日本一のまち

健康寿命日本一のまち

中海・宍道湖・大山圏域の
発展に貢献

中核市
松江

3 移譲事務

(1) 移譲事務の項目数

①法律・政令に基づくもの

分野	中核市事務 (A)	移譲済み (B)	今回移譲 (A-B)
民生行政	516	111	405
保健衛生行政	1,029	0	1,029
環境行政	342	100	242
産業経済行政	43	43	0
都市計画行政	536	452	84
文教行政	24	0	24
その他	37	0	37
合計	2,527	706	1,821

※法律及び政令の条項単位での集計。平成 28 年 10 月 31 日現在。法改正等により変更の可能性あり。

※移譲済みは、特例市によるもの及び「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」によるものの合計

②要綱・通知に基づくもの

- ・対象の要綱・通知 73 本（うち保健所 30 本）
- ・事務項目数 124 項目（うち保健所 49 項目）

○ 新たに実施する主な事務

事務分野	主な事務
民生行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付、障がい認定 ・障がい者支援施設等の指定・指導監査 ・母子生活支援施設の設置認可・指導監査 ・社会福祉審議会の設置 ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け ・結核児童の療育給付 ・民生委員の定数の決定、研修・指導 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 ・幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監査

保健衛生行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・診療所、助産所の開設届受理、立入検査 ・薬局の開設許可、立入検査 ・飲食店の営業等の許可、監視指導 ・旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可、立入検査 ・理容所、美容所、クリーニング所の開設届受理、立入検査 ・温泉の利用許可、立入検査 ・特定給食施設の栄養管理に関する指導 ・感染症対策（新型インフルエンザ、結核、エイズ等） ・精神保健福祉相談 ・小児慢性特定疾病児童等に対する療育相談・支援 ・特定不妊治療費助成 ・狂犬病予防対策、犬・猫の収容 ・保健衛生に関する各種統計
環境行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物、産業廃棄物処理施設設置の許可、立入検査 ・産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可、立入検査 ・浄化槽の設置等の届出の受理 ・大気汚染状況の常時監視、公表 ・ばい煙発生施設の届出受理、報告聴取、立入検査 ・ダイオキシン類特定施設の設置の届出受理
都市計画行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 ・屋外広告物業の登録事務
文教行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 ・重要文化財に関する現状変更等の許可 ・文化財の保存状況に関する報告聴取
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査制度の実施

(2) 任意移譲事務

法定移譲事務以外の事務で、現在松江保健所で行っている事務や、法定移譲事務に関係する事務について、住民サービスの向上、事務の効率化等を考慮し、移譲するもの。

○任意移譲事務の内容

考え方	項目数	法令名【主な事務の内容】
現在の市の事務と関連がある事務	37	☐精神保健及び精神障害者福祉に関する法律【精神の措置入院等】
法定移譲事務と関連する事務	11	☐歯科技工士法【広告事項の許可】 ☐島根県動物の愛護及び管理に関する条例【野犬の捕獲・収容・処分、飼い主への勧告・措置命令】

<p>保健所において一連・完結している事務 (許可権限を伴うもので利便性の向上につながると考えるもの)</p>	<p>111</p>	<ul style="list-style-type: none"> □動物の愛護及び管理に関する法律【第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出、特定動物飼養の許可、生活環境保全に係る措置】 □動物の愛護及び管理に関する法律施行規則【第一種動物取扱業の登録・第二種動物取扱業の届出・特定動物飼養の許可に附随する事務、研修開催通知】 □島根県動物の愛護及び管理に関する条例【特定動物の捕獲・収容・処分、特定動物等の飼い主への勧告・措置命令・飼い主からの報告徴収・立入検査、生活環境保全に係る措置】 □温泉法【温泉採取の許可】 □診療放射線技師法【照射録の徴収・検査】 □食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令【特定食品関連事業者・食品関連事業者に対する指示・報告徴収・立入検査等】
<p>合計</p>	<p>159</p>	<p>法律 : 97 項目 政令 : 11 項目 省令 : 26 項目 県条例 : 25 項目</p>

4 中核市移行の効果（メリット）

中核市に移行することにより、次のような効果（メリット）を生じさせることができると考えています。中核市移行により目指す松江市の姿に合わせ、大きく3つに分類して記載します。

なお、事務事業ごとのメリットは、巻末の資料にまとめています。

ビジョン1 住みやすさ日本一のまち・・・市民サービスの向上

(1) 地域の実情に合った行政サービスの提供

市民生活に身近な行政サービスのほとんどを市が責任を持って対応することになります。市民のニーズや松江市の地域の課題を行政サービスに反映させやすくなります。そして、柔軟で迅速な行政サービスを総合的に提供することができるようになることで、市民サービスの向上を図ることができるようになります。

【事例】社会福祉審議会設置

社会福祉審議会は、現在は、島根県に設置されており、島根県全体の社会福祉に関する事項の調査審議を行っています。中核市移行後は、市も設置することになります。審議の対象が松江市内に限定されることとなりますので、市民に身近で、より地域の実情に即した内容が審議されることが期待されます。

また、松江市が主体的に審議会を開催することができるようになるため、問題に対し即時に対応が可能になります。

【事例】民生委員・児童委員の定数決定

中核市移行後は、これまで、県の条例で決められていた民生委員の定数を、市の条例で定めることとなります。市が定数を決定することで、各地域の実情をより詳細に反映させることができ、民生委員・児童委員の活動が行いやすくなります。

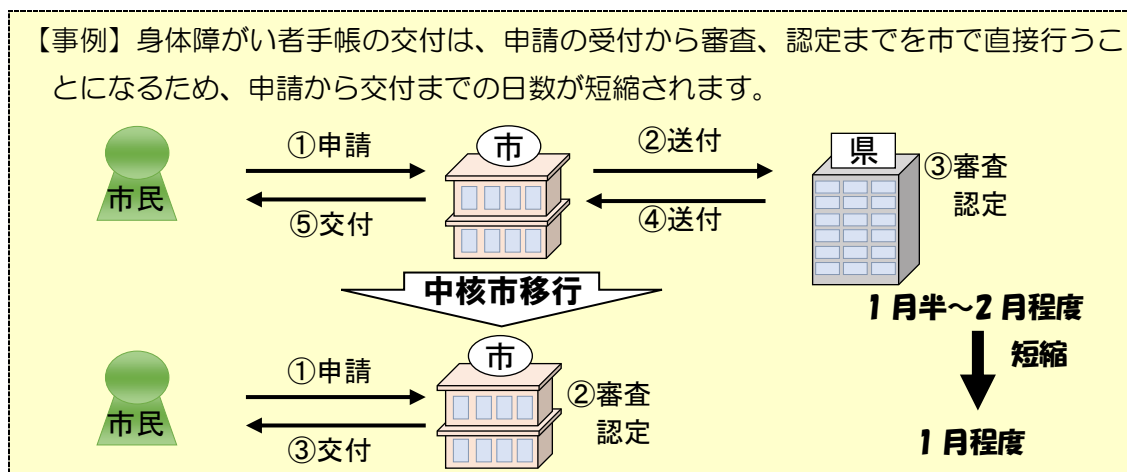
【事例】県費負担教職員の研修～特色ある教育～

中核市移行後は、これまで県が行っていた小中学校の教職員の研修を市の責任で行うこととなります。市立小中学校の教職員に、市の実情や教育課題等に合わせた独自の計画による研修を実施できるようになり、市の教育方針に基づく教職員研修の充実を図ることができるようになります。

(2) 手続の迅速化・簡略化

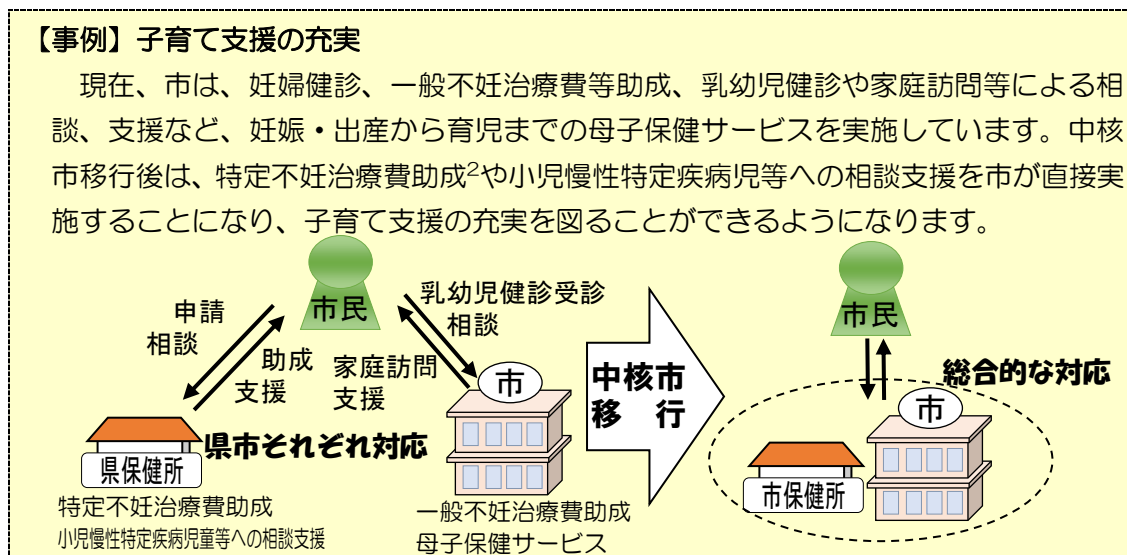
現在、受付は市、審査・認定等は県や保健所で行うという2段階になっている手続を、市で一元的に処理することができるようになります。手続の迅速化が図れ、市民の利便性が向上します。(身体障がい者手帳、小児慢性特定疾病医療費助成など)

また、県や保健所に申請を提出する際に必要だった、住民票、所得証明等の添付書類は、市役所で提出する際は省略できるようになるものがあります。



(3) 一元的・総合的な対応

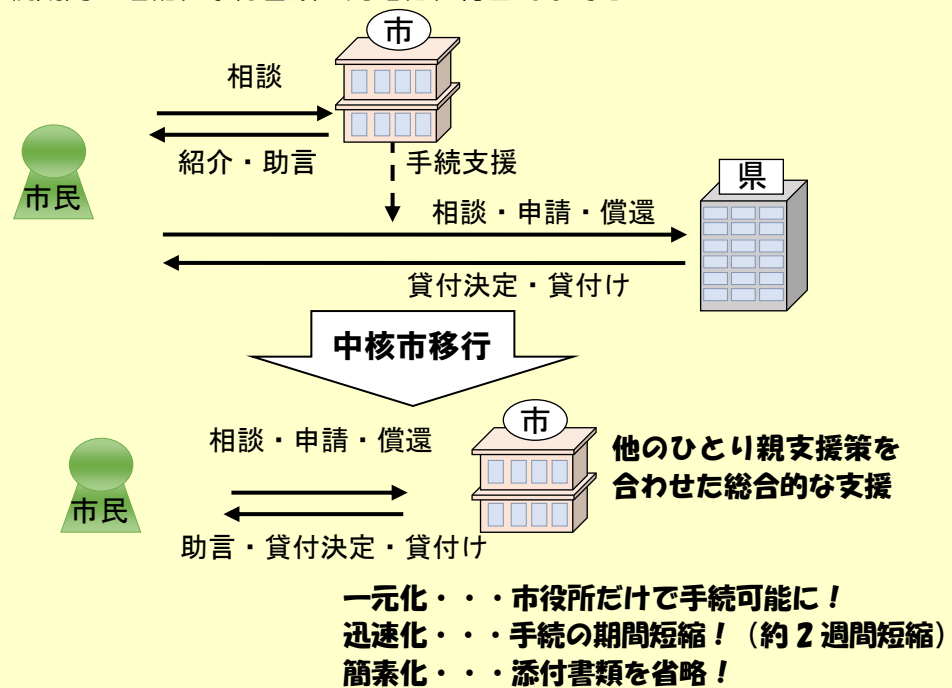
現在は、県と市で分担している行政サービスを市で一括して、総合的に行うことができるようになるため、手続を行う市民の利便性が向上します。また、施策を市で総合的に検討し、サービスの質や効果を向上させたり、効率的に実施したりすることができるようになります。



² 特定不妊治療費助成 不妊治療を行う夫婦に対し、医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精の治療費の一部を助成するもの。一般不妊治療（保険適用の不妊治療及び検査・人工授精）は、現在、市が助成を行っている。

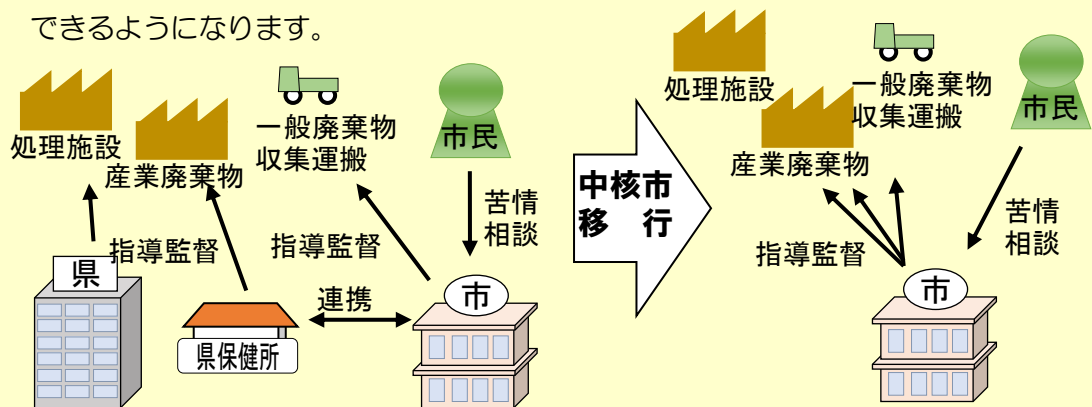
【事例】母子父子寡婦福祉資金の貸付け

～手続期間の短縮、添付書類の簡略化、総合的な対応～



【事例】総合的な環境行政

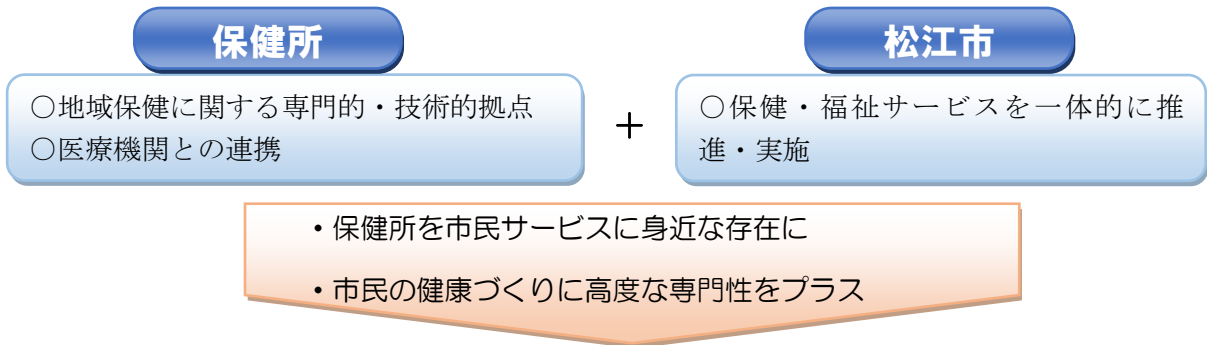
一般廃棄物³に関する事務に併せ、産業廃棄物⁴に関する事務を行うことで、廃棄物全般の事務を一元的に扱えるようになり、廃棄物の不法投棄、不適切な保管など、廃棄物に対する市民からの相談や事業者への指導に、市が直接、これまでより迅速に対応できるようになります。



³ 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物

⁴ 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

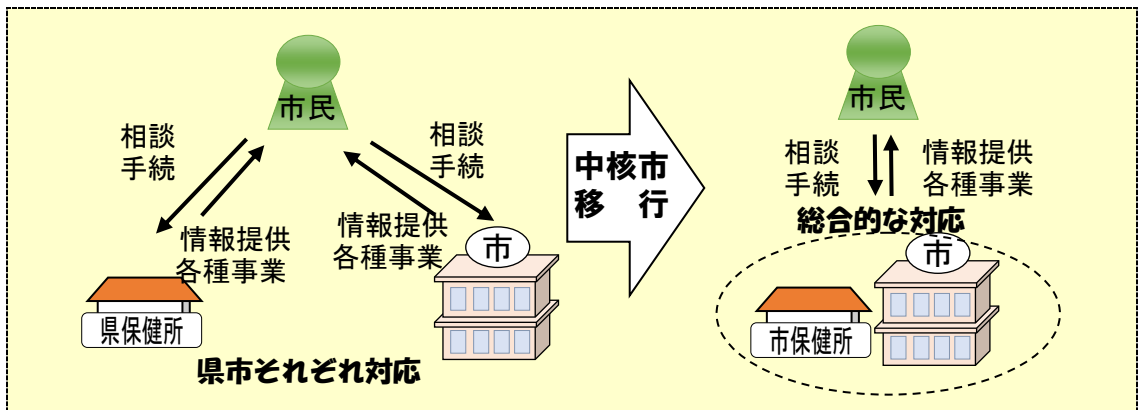
ビジョン2 健康寿命日本一のまち



ライフサイクルを通して一貫した質の高い保健・医療・福祉サービス

(1) 地域保健の充実

保健所を設置し、今まで県と市が別々に行ってきた地域保健の各種事業、各種情報の提供などを市が一括して行うことにより、市民にわかりやすく、総合的で質の高いサービスを提供することができるようになります。



(2) 健康づくり施策の充実

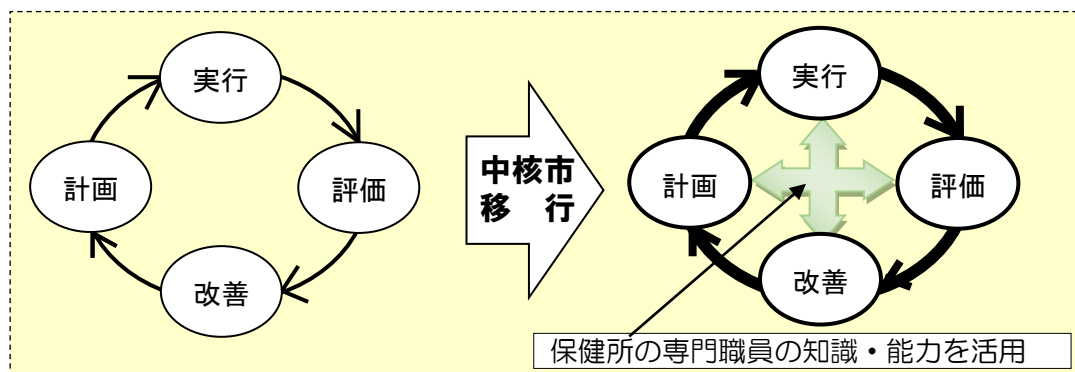
市の保健所に医師をはじめとした専門職等を配置することにより、健康に関する一般的な問題から専門的な問題までの一貫した相談・支援・指導を身近にできるようになり、一層の健康づくりの取組を進めることができるようになります。

また、これまで市が行ってきた介護予防施策と連携することで、健康寿命の延伸に向けた施策の充実を図ることができます。(脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防、重症化防止等)

(3) 保健サービスの質の向上

専門職の知識・能力を生かした高度な分析・評価を行うことで、健康増進、母子保健に関する業務など市が担ってきた業務についてPDCA⁵（Plan→Do→Check→Act）をより有効に機能させ、市民サービスに活かしていくことができるようになります。

また、保健所の設置により、市の保健師の数が増え、その担う業務の幅が広がることで、地域の保健を担う保健師の知識・能力を高める機会が増え、保健サービスの質の向上につながることができます。

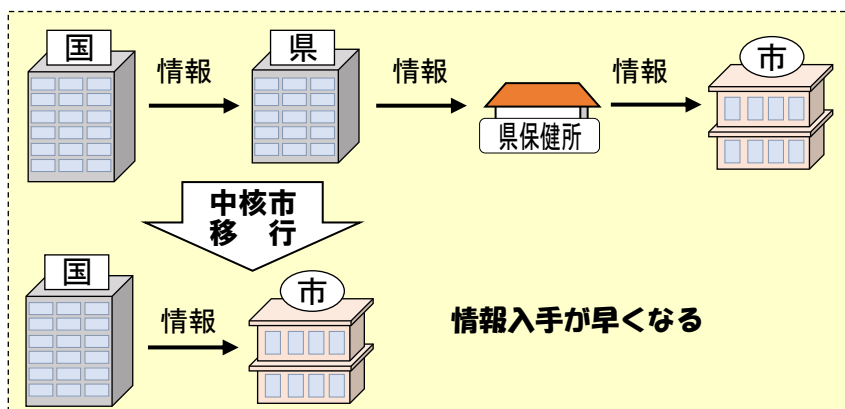


(4) 継続した精神保健サービスの提供

保健所を設置すると、現在市が行っている精神保健福祉業務に加え、医師による相談、精神障がい者保健福祉手帳交付などの各種申請、受診や生活・就労の支援等、一連の精神保健サービスを切れ目なく行うことができるようになります。

(5) 感染症対策が迅速に — 健康危機管理体制の確保 —

感染症の情報は、現在は、県の保健所を経由して市に提供されます。保健所を設置すると、県からの指示や情報を待たなくても、国から直接情報を入手することができ、感染症に対する平時の監視及び予防、被害拡大の防止等の対応をより迅速に進めることができます。



⁵ PDCA 計画 Plan、実行 Do、評価 Check、改善 Act を継続的に繰り返すことで業務を改善していくこと。

【事例】感染症発生状況の迅速な把握と対応

発生情報を随時、把握することが可能になります。また、感染症発生動向調査は、これまで保健所単位の公表資料を通じて把握していましたが、市域のみの数値の直接把握が可能になります。

出席停止、休校情報は、大学、短大、高専、県立及び私立高校、島根大学附属小・中学校分についても市に情報が直接入るようになります。

全体として、正確かつ迅速な情報収集が可能になることで、季節性の感染症（インフルエンザ等）をはじめとするさまざまな感染症の市内の状況について、庁内の情報共有を行い、適時、適切な対策をとることが可能になります。

(6) 地域包括ケアシステムのよりよい構築

保健所を設置することにより、これまで市が中心に担ってきた介護・福祉に加え、医療行政の一翼を担うことで、地域包括ケアシステム⁶の要素である「医療、介護、介護予防、住まい、生活支援」全般に市が関わることとなります。加えて、これまで保健所で培われた医療関係機関とのネットワークを継承することで、今後の松江市に必要な地域包括ケアシステムのよりよい構築に寄与することができます。

⁶ 地域包括ケアシステム 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

ビジョン3 中海・宍道湖・大山圏域の発展に貢献

中海・宍道湖・大山圏域⁷が地方拠点として発展していくため、圏域自治体が連携した取組を進めています。松江市は、この圏域において唯一、中核市の要件を満たした都市です。

中核市に移行し、さまざまな権限の移譲を受けることで、住みやすさの向上を図れます。また、**中核市は、「まち・ひと・しごと創生」の取組のなかで、更なる権限移譲や財源の受け皿となることが期待されます。**松江市が中核市移行により都市機能を高め、住みやすさの向上を図ることで、圏域の人口減少に対するダム効果を強め、圏域の経済発展に貢献していくことができます。また、次のような効果も期待できます。

(1) 都市のイメージアップ

県内唯一の中核市として知名度が上がることは、交流人口の増加、企業立地の促進など地域経済の発展につながるものと考えられます。

(2) 職員の意識の向上

中核市に移行すると市の担う責任はこれまでよりも重くなります。また、中核市市長会にも加入し、他の中核市と情報交換を行うことで、より質の高い情報に接することになります。職員の意識及び資質の向上を図り、中核市に移譲される権限を生かした市民サービスの向上、都市の魅力の向上につなげていきます。

(3) 包括外部監査制度の導入

中核市は、包括外部監査の実施が義務付けられ、行政に対する監査が強化されます。これまでよりも一層、行政の透明性を高めることができます。

⁷中海・宍道湖・大山圏域 →7 ページ

5 保健所の設置方法

中核市は、保健所を設置することが法律で定められています。

現在、松江市内には、島根県が設置している松江保健所があり、松江市と安来市を管轄しています。松江市が中核市に移行すると、松江市域を管轄する保健所は、松江市が設置することになり、島根県は、安来市域を管轄する保健所を引き続き設置する必要があります。

また、保健所が担っている事務は高度で専門的な知識を要するものであり、獣医師や薬剤師など資格を持った専門職員を確保することも必要となります。

このような状況も踏まえ、島根県と松江市で検討を行った結果、島根県と松江市で保健所を共同設置する方針を確認しました。

【共同設置を行う理由】

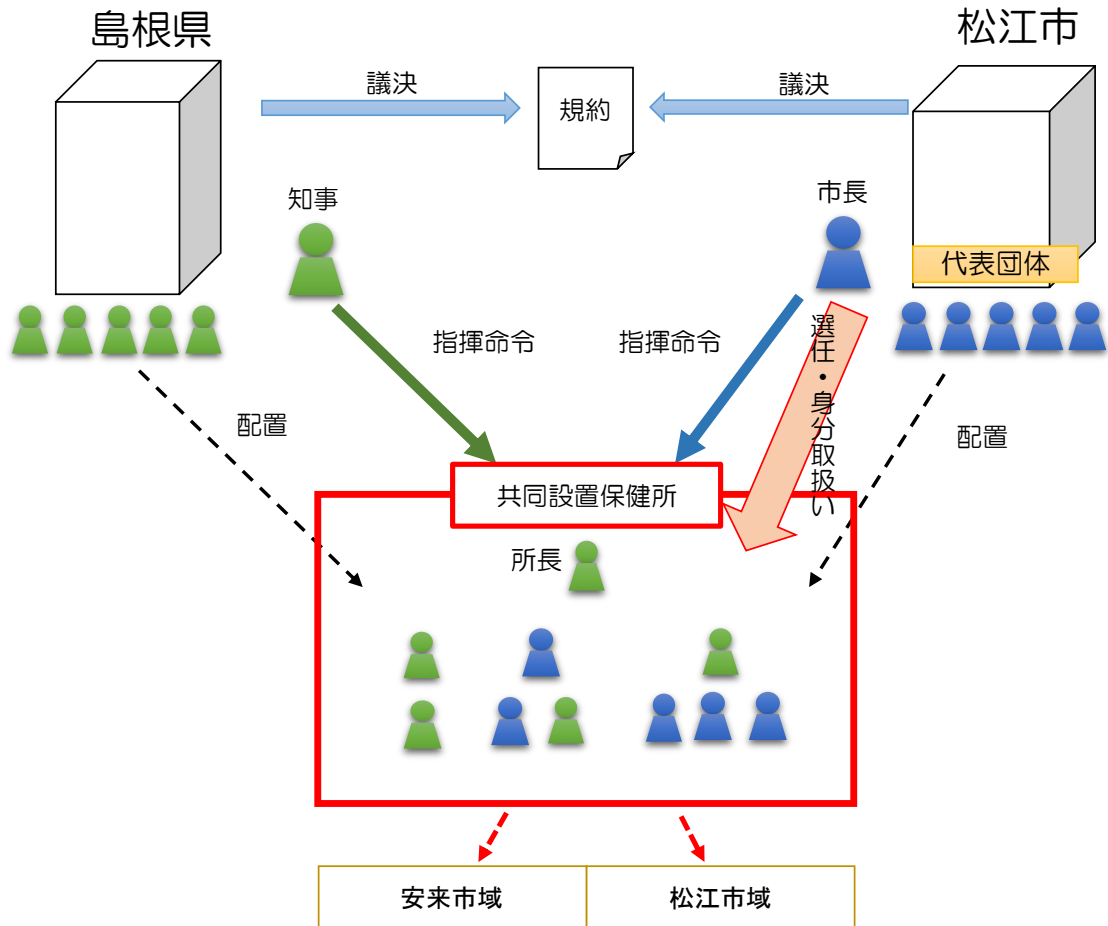
- ・松江市にとっては、島根県から人的協力を得やすい。
- ・島根県から松江市への事務の引継ぎを円滑に行える。
- ・島根県が継続的に関わることで、市民の安心感につながる。

【共同設置保健所の概要】

設置方法	島根県と松江市による共同設置
設置場所	いきいきプラザ島根 3階（現松江保健所と同じ）
名称	松江市・島根県共同設置松江保健所（通称「松江保健所」）
管轄区域	松江市、安来市
共同設置保健所で実施する事務	<ul style="list-style-type: none">・松江市権限の事務、島根県権限の事務それぞれについて、現在の松江保健所で行っている事務と同様の事務を行う。・現在、松江保健所で行っている環境分野の事務のうち、松江市に移譲される事務は、市環境保全部（環境センター）で行う。・島根県権限（安来市域分）の環境分野の事務は、共同設置保健所で行う。・現在保健所で実施している事務のうち次の事務は、中核市移行後、市役所内の課で行う。<ul style="list-style-type: none">▶ 特定不妊治療費助成

	<p>▶ 小児慢性特定疾病医療費助成の償還払い</p>
代表団体	松江市（職員の選任は、松江市長が行う。）
組織体制、県市の職員配置割合	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所内の組織は、現松江保健所の体制を基本とする。ただし、副所長を配置し、各課に係を設置する。 ・平成 30 年度の職員配置は、松江市 15 名、島根県 25 名程度（環境行政安来市域分で別途 3～4 名程度） ・上記のほか、移行直後の過渡期の事務量増加に対応するため、事務職員の加配 3 名程度を検討
予算・費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置保健所に要する経費は、松江市の一般会計歳入歳出予算に計上し、支出する。 ・経費は、島根県知事と松江市長が協議して定める割合により、それぞれ負担する。 ・負担割合はそれぞれの業務にかかる人役割合とし、 県 : 市 = 37.7% : 62.3% とする。 ・島根県分の手数料等の歳入も松江市の一般会計歳入歳出予算に計上する。
職員の身分取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置保健所に配置する職員の身分取扱いは、松江市の職員とみなされるが、島根県から配置される職員の給与等は、島根県の規定が適用されるようにする。 ・ただし、島根県から配置される職員が松江保健所以外の島根県の業務を兼務する場合は、島根県の身分を併せ持つことになる。この場合は、島根県から給与の支払いを行い、身分関係の規定も基本的には島根県の規定を適用する。
災害等危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統を一元化する。 ・広域調整は、従来どおり。

【参考】保健所の共同設置のイメージ



○地方自治法上の根拠

第 252 条の 7～第 252 条の 13

○行政機関の共同設置の特徴

- ・それぞれの地方公共団体の議会の議決を経て、規約を定める。
- ・職員は、規約で定める地方公共団体（以下「代表団体」という。）の長が選任する。
- ・1人の所長の下、共同設置の行政機関に配置された職員が県の業務（安来市域分）も、松江市の業務も行う。
- ・指揮命令は、島根県の業務（安来市域分）は島根県知事、松江市の業務は松江市長がそれぞれ行う。
- ・共同設置の行政機関に要する経費は、代表団体の歳入歳出予算に計上して支出する。
- ・その経費について、代表団体以外の団体は、代表団体に負担金として支出する。

6 島根県への委託等

中核市移行により、移譲を受ける事務のうち、次のものは、島根県に委託して実施します。

業務名	実施場所等	費用
県費負担教職員の研修 (一部の研修は市で実施)	島根県教育センター	14,606 千円
感染症発生動向調査及びその 他感染症に関する検査	島根県保健環境科学研究所	34,164 千円
食品衛生法に基づく検査		
犬猫殺処分	島根県動物管理センター	3,314 千円
大気汚染常時監視の一部 (有 害大気汚染物質の分析等)	島根県保健環境科学研究所	9,826 千円

※委託費用は、平成 27 年度島根県決算に基づき見積ったもの

7 人材の育成、組織・人員

(1) 組織・職員体制及び専門職員の確保・育成に関する基本的な考え方

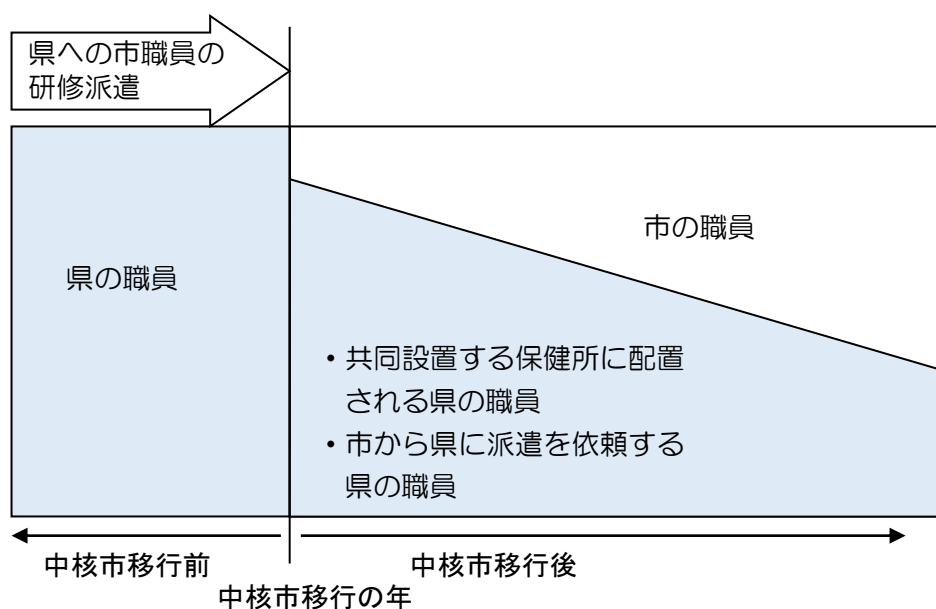
中核市移行時の組織・職員体制については、最少の人員で効率的な組織・機構とすることを基本に、新たに担う行政サービスを円滑に実施できるよう、必要な職員を確保していきます。また、中核市の事務の中には、保健所業務をはじめとして、専門の資格や知識を必要とするものがあります。

中核市移行の前には、市の職員を島根県に派遣して移譲を受ける事務に関する専門的知識、技能の習得を行えるよう、また、中核市移行後には、島根県から必要な職員の派遣を受けるなどし、事務が円滑に移譲されるよう、島根県に協力を依頼し、専門職員の確保及び職員の育成を計画的に行っていきます。

市の職員の採用についても、採用計画を立て、計画的に行っていきます。

また、中核市移行後において、専門職員の人事の固定化によるモチベーションの低下等が生じないように、人事配置、研修、人事交流等について、引き続き検討していきます。

《専門職、専門的知識、技能を要する職場における職員の確保・育成のイメージ》



(2) 事前の研修---島根県への研修派遣

- ・長期研修派遣（2年間） 3名 平成28年度から継続実施
- ・長期研修派遣（1年間） 10名 平成29年度から追加実施

※職員の採用状況によっては変更する可能性があります。

- ・短期研修派遣（数日～3か月程度）

①長期研修派遣（平成 28 年度～平成 29 年度（2 年間）） 3 人

No.	職種	派遣先	主な研修内容
1	保健師	松江保健所 医事・難病支援課	感染症、結核予防に関する業務
2	事務	松江保健所 医事・難病支援課	医療法に関する業務、原爆被爆者対策に関する事務
3	事務	松江保健所 環境保全課	一般・産業廃棄物処理施設、産業廃棄物収集運搬業・処分業に関する事務

合計：事務職 2 名、保健師 1 名

②長期研修派遣（平成 29 年度（1 年間）） 10 人

No.	職種	派遣先	主な研修内容
1	事務	松江保健所 総務課	保健所全般の庶務、移行準備
2	事務	松江保健所 心の健康支援課	精神保健に関する事務（事務職業務）
3	保健師	松江保健所 心の健康支援課	精神保健に関する業務（保健師業務）
4	保健師	松江保健所 健康増進課	健康づくり、母子保健に関する業務
5	管理栄養士	松江保健所 健康増進課	栄養改善に関する業務 特定給食施設指導に関する業務
6	獣医師	松江保健所 衛生指導課	動物愛護・狂犬病予防に関する業務 食品衛生に関する業務
7	薬剤師	松江保健所 衛生指導課	薬事衛生に関する業務 食品衛生に関する業務
8	薬剤師	松江保健所 衛生指導課	食品衛生に関する業務
9	化学	松江保健所 環境保全課	一般・産業廃棄物処理施設、産業廃棄物収集運搬業・処分業に関する業務
10	化学	松江保健所 環境保全課	環境（大気）に関する業務※環境政策課、保健環境科学研究所でも研修

合計：事務職 2 名、保健師 2 名、管理栄養士 1 名、獣医師 1 名、薬剤師 2 名、化学 2 名

※松江市の職員採用状況により、変更の可能性あり。

③短期研修派遣

No.	職種	派遣先	主な研修内容	人数、期間等
1	事務	島根県心と体の相談センター	身障手帳の障害認定、審査部会への諮問等に関する事務	事務職 1.5 月×2 名
2	事務	地域福祉課	母子生活支援施設、救護施設、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、幼保連携型認定こども園の現地指導又は監査に同行及び基準の研修	事務職 3 名 数回

3	事務	青少年家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付け及び償還に関する事務	事務職 1 名 3 月
4	管理栄養士	健康推進課 松江保健所 健康増進課	国民健康・栄養調査の実施手続、集計作業等	管理栄養士 3 名 7 日程度

(3) 島根県への派遣の依頼

環境分野の事務の円滑な移行のため、中核市移行後一定期間、島根県に職員の派遣を依頼します。

(4) 組織・人員

ア 職員の配置

移譲事務を適正に行うため、本庁部分で 21 人程度、保健所で 40 人程度（島根県職員含む。）を増員します。このほかに、保健所には、島根県の業務のみを担う環境保全課 3～4 人程度、移行直後の過渡期の事務量の増加に対応するため、事務加配 3 人程度の配置を検討しています。

イ 中核市移行により新たに必要となる職員

行政分野	新たに必要となる職員数	主な事務
民生（福祉）行政	6 人	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 小児慢性特定疾病医療費助成 身体障がい者手帳の交付 障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所の指定、指導監査等
保健衛生行政（保健所除く）	6 人	保健所に係る事務の本課機能（予算・決算、条例・要綱など）
環境行政	8 人	産業廃棄物対策 大気環境対策
文教行政	1 人	県費負担教職員の研修
保健衛生行政（保健所）	46～47 人	
合 計	67～68 人	

ウ 組織

- ・現在の健康福祉部を分割し、保健所等を所管する部を設けます。
- ・環境保全部に廃棄物対策課を新設します。

8 条例の整備

移譲される事務を実施するに当たり、基準、手続等を定めるため、40本余りの条例の制定、改正が必要となります。

市議会への提案は、平成29年12月議会を見込んでいます。

(1) 制定する条例

No	条例名（仮称）	概要
1	社会福祉審議会条例	社会福祉審議会の設置について定めるもの。
2	民生委員定数条例	民生委員の定数を定めるもの。
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
4	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
5	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。
6	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	保護施設（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設）の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
7	軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの。
8	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの。
9	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの。
10	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者の要件を定めるもの。
11	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	基準該当居宅介護支援の人員、設備及び運営に関する基準、事業の指定を受ける者の要件並びに基準該当介護支援事業の基準を定めるもの。
12	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	指定介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。
13	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。
14	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。

No	条例名（仮称）	概要
15	指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。
16	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害サービスと同様の施設系サービスを対象とする障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
17	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。
18	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害者支援施設と同様の施設サービスを行う障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
19	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるもの。
20	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの。
21	感染症診査協議会条例	感染症診査協議会の設置について定めるもの。
22	医療法施行条例	専属の薬剤師を置かなければならない診療所について定めるもの。
23	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	浄化槽の保守点検を行う事業を営む者の登録に関し必要な事項を定めるもの。
24	保健所条例	保健所の設置及び管理について必要な事項を定めるもの。
25	食品衛生法施行条例	飲食店等営業施設の営業者が講ずべき公衆衛生の措置の基準、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置基準等を定めるもの。
26	公衆浴場法施行条例	公衆浴場の設置場所の配置基準、衛生上の措置等を定めるもの。
27	旅館業法施行条例	旅館の営業者が講ずべき衛生上の措置、宿泊を拒むことのできる事由、施設の構造設備の基準等を定めるもの。
28	興行場法施行条例	興行場の設置の場所、構造設備の基準、衛生上の措置等について定めるもの。
29	理容師法施行条例	理容業及び理容所の衛生上の措置等について定めるもの。
30	温泉法施行条例	温泉利用許可証の交付、掲示等について定めるもの。
31	化製場等に関する法律施行条例	化製場及び死亡獣畜取扱場において、変更時に届出が必要となる事項、動物の飼養又は収容の許可に関して届出が必要な事項等について定めるもの。
32	クリーニング業法施行条例	クリーニング業の営業者が講ずべき衛生上の措置等について定めるもの。

No	条例名（仮称）	概要
33	と畜場法施行令第1条第11号の構造設備の基準を定める条例	一般と畜場の構造設備の基準等を定めるもの。
34	美容師法施行条例	美容業及び美容所の衛生上の措置等について定めるもの。
35	動物の愛護及び管理に関する条例	犬猫の処分、譲渡等について定めるもの。
36	外部監査契約に基づく監査に関する条例	包括外部監査及び個別外部監査の枠組みを定めるもの。

(2) 改正する条例

No	条例名	概要
1	松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物に関する事項を改正するもの。
2	松江市屋外広告物条例	屋外広告業を営もうとする者は市長の登録を受けなければならないこととするもの。
3	松江市特別会計条例	母子父子寡婦福祉資金の貸付けの特別会計を設けるもの。
4	松江市手数料徴収条例	廃棄物に関する申請等の手数料、医療法に基づく手数料、犬、猫の引き取りに係る手数料、サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る手数料等を定めるもの。

※上記のほか、上記条例の制定又は改廃に関連する既存の条例の改正、事務分掌、人事・給与、服務等に関する条例の制定又は改正を検討しています。

9 審議会等の附属機関の設置

移譲される事務を実施するに当たり、次の審議会等の附属機関を設置します。

名称（仮称）	目的	根拠法令
社会福祉審議会	社会福祉に関する調査審議を行う。	社会福祉法
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する調査審議を行う。	
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項の調査審議を行う。	
障がい福祉専門分科会 審査部会	障がい者の福祉に関する調査審議を行う。	
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関する調査審議を行う。	児童福祉法、社会福祉法
感染症診査協議会	感染症の患者の入院勧告や措置、入院期間の延長、就業の制限等に関し、必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
小児慢性特定疾病審査会	小児慢性特定疾病医療費の支給に係る認定等に関する事項を調査・審議する。	児童福祉法

※既存の審議会等の附属機関の統廃合

社会福祉審議会を設置することに伴い、次に掲げる市が設置している計画作成等のための既存の審議会等を社会福祉審議会に統合し、廃止します。既存の審議会等で行っていた審議は、それぞれ、関係する専門分科会で審議します。

- ▶ 松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
- ▶ 松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
- ▶ 松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会
- ▶ 松江市障がい者総合支援協議会
- ▶ 障がい者虐待防止検討会
- ▶ 松江市子ども・子育て会議

10 外部監査制度

中核市は、包括外部監査を実施する義務があります。

包括外部監査の対象に、財政援助団体等を含めるかどうかは、市の条例で定めることとされていますが、これを含める方向で調整します。

また、包括外部監査の導入に併せ、個別外部監査も導入する方向で調整します。

【外部監査制度に関する方針】

項目	方針等	備考
包括外部監査	実施する（法定）。	
包括外部監査の対象に財政援助団体等を含めるかどうか	対象に含める。	条例必要
個別外部監査を導入するかどうか	導入する。	条例必要

※外部監査制度における財政援助団体等とは・・・

- ・市が財政援助（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助）を与えているもの
 - ・市が資本金その他これに準ずるものを4分の1以上出資している法人
 - ・市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの
 - ・公の施設の管理を行わせているもの
- など

※（参考）外部監査制度の概要（地方自治法第252条の27～）

外部監査契約

包括外部監査契約

都道府県、指定都市、中核市は、義務

一般市、町村は、条例で定めることで導入できる。

（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、包括外部監査人が必要と認めるものについて監査する）

個別外部監査契約

全ての地方公共団体がその判断により、条例で定めることで導入ができる。（条例で定め、次の請求又は要求があった場合のみ）

—— 選挙権を有するものからの事務監査請求

—— 議会からの事務監査請求

—— 長からの事務監査請求

—— 財政援助団体に関する長からの監査要求

—— 住民からの監査請求

（違法若しくは不当な公金の支出、損害の補填の請求）

11 中核市移行に伴う財政影響

(1) 中核市移行後の収支

中核市に移行すると移譲事務の処理に必要な職員の人件費、事務経費等が増加します。こうした歳出（経費）の増加に対する財源は、中核市に移行することに伴う普通交付税の増加、その他の歳入（収入）の増加で補えるよう、事務事業の調整を行います。

普通交付税の算定は、中核市となった市の事務量に見合う形で行われるため、基準財政需要額の増額分で、中核市の事務を行うことができるといわれており、これまでに中核市に移行した市の財政推計等を調査する限りでは、中核市移行による歳出の増加額は、歳入の増加額の範囲内に収まっています。

松江市における財政への影響を試算した結果は、次のとおりです。

【積算に当たっての前提】

- ・平成 27 年度決算額を元に、中核市移行後の事業費及び地方交付税の増額等を算出
- ・共同設置する保健所以外で 21 名の職員を増員とし、共同設置する保健所の人員は 46 名から 47 名を見込んで算出

【収支】

(単位：千円)

	影響額
歳入	1,163,762
歳出	1,143,672 ～ 1,151,272
収支	20,090 ～ 12,490

【歳入】

(単位：千円)

区分	影響額	主な内訳
地方交付税	967,878	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税 【875,716】 ・特別交付税 【92,162】
国庫支出金	118,748	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成事業 【27,373】 ・小児慢性特定疾患対策事業 【23,278】 ・隣保館運営等事業 【15,511】 ・放課後子ども教室事業 【14,347】
県支出金	△ 195,128	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護（居所不明者等） 【△111,097】 ・放課後子ども教室事業 【△28,695】 ・隣保館運営事業 【△23,027】 ・老人クラブ活動支援事業 【△6,102】 ・産業廃棄物不法投棄等対策事業 【2,525】 ・事務処理特例交付金 【△15,416】
手数料	28,948	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所関係 【21,468】 （食品衛生営業許可手数料 14,142） （薬事許可手数料 2,148） ・産業廃棄物等許可手数料 【7,302】
保健所県負担金	141,804	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置する保健所の県負担金 県事業県負担金 【31,861】 按分事業県負担金 【109,943】 ※按分経費 291,625 千円を 市：県=62.3%：37.7%で按分
諸収入	62,112	<ul style="list-style-type: none"> ・元利収入 （母子父子寡婦福祉資金貸付事業） 【62,000】
その他	39,400	<ul style="list-style-type: none"> ・市債(国からの借り入れ) （母子父子寡婦福祉資金貸付事業） 【39,400】
合 計	1,163,762	

【歳出】

(単位：千円)

区分	事業費	主な事業
民生行政	332,625	<ul style="list-style-type: none"> ・軽費老人ホーム事務費補助金 【154,596】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 【122,128】 ・民生児童委員の活動費補助等 【34,409】 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 【5,654】
保健衛生行政 (保健所除く)	203,056	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成事業 【54,747】 ・小児慢性特定疾患対策事業 【46,543】 ・保健環境科学研究所各種検査 【34,310】 ・感染症の医療体制整備事業 【24,917】 ・感染症予防対策推進事業 【7,723】 ・食品衛生対策推進事業 【4,444】 ・動物愛護管理等対策事業 【3,725】 ・いきいきプラザ使用料 【12,211】
保健所 (人件費含む)	367,608 ～375,208	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所管理運営費 【8,838】 ・原爆被爆者対策事業 【6,522】 ・精神保健推進事業 【5,905】 ・結核対策推進事業 【5,224】 ・特定疾患治療研究事業 【4,102】 ・人件費 46～47名分 【314,750～322,350】
環境行政	31,945	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視等 【24,815】 ・ダイオキシン類監視等 【4,200】 ・産業廃棄物不法投棄等対策事業 【2,525】
都市計画・建設 行政	18,088	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付高齢者向け住宅整備事業補助金 【17,910】 ・屋外広告業登録 【178】
文教行政	16,141	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員研修 【15,837】
その他	14,609	<ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査 【13,000】 ・中核市長会負担金等 【1,000】
人件費 (保健所除く)	159,600	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所以外の人件費 7,600千円×21名
合 計	1,143,672 ～ 1,151,272	

※事務事業ごとの事業費は、巻末の資料編に一覧表を掲載しています。

(2) 中核市移行準備に要する経費

中核市に移行するに当たっては、情報システムの整備、執務室の整備、備品等の購入、また、事前の研修などを行う必要があります。

【中核市移行準備費用（平成 29 年度～平成 30 年度）】

（単位：百万円）

項目	金額	備考
情報システム整備	81	新規システム整備 既存システム改修
事務用パソコン整備等	8	
県設備、備品等購入等	16	
事業用備品購入	3	
事前研修の旅費等	2	
庁舎改修、庁用備品等	15	
その他	8	消耗品、通知、広報等
職員人件費	99	研修派遣 13 名分
合 計	232	

※中核市移行の準備に必要な費用として想定されるものを積み上げたものです。（平成 28 年 10 月 31 日現在）。今後、平成 29 年度当初予算編成に際して、内容、金額とも精査します。

【中核市移行準備費用の財源】

- ・中核市移行の前年度には、上限 1 千万円の特別交付税が算定されます。

12 広報等の実施状況

※平成 28 年 10 月 31 日現在

(1) 市報への記事掲載

- 特集号 平成 28 年 3 月号への折込 A4 版 4 ページ
 - コラム記事連載 中核市の制度、メリット等を連載。平成 28 年 4 月号から毎月掲載中
 - 表紙に広報文掲載 平成 28 年 5 月から毎月掲載中
- ※広報文：「松江市は平成 30 年 4 月 1 日の中核市移行を目指しています」

(2) 出前講座

- [平成 27 年度] 11 回 参加人数 354 人
- [平成 28 年度] 8 回 参加人数 283 人

(3) 説明会

各地区町内会自治会連合会等への説明 29 地区実施予定（平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月）

(4) 市民意見募集（パブリックコメント）

- 「中核市移行に関する基本的な考え方」策定に当たっての意見募集
実施期間：平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日
実施方法：市役所本庁・支所行政資料コーナー、公民館、ホームページに案を掲出
周知方法：市報、市ホームページ、ケーブルテレビ等
提出された意見：3 件
- 「松江市中核市移行基本計画」策定に当たっての意見募集（実施予定）
実施期間：（予定）平成 28 年 12 月下旬から平成 29 年 1 月中旬
実施方法：市役所本庁・支所行政資料コーナー、公民館、ホームページに案を掲出
周知方法：市報、市ホームページ、ケーブルテレビ等

(5) その他

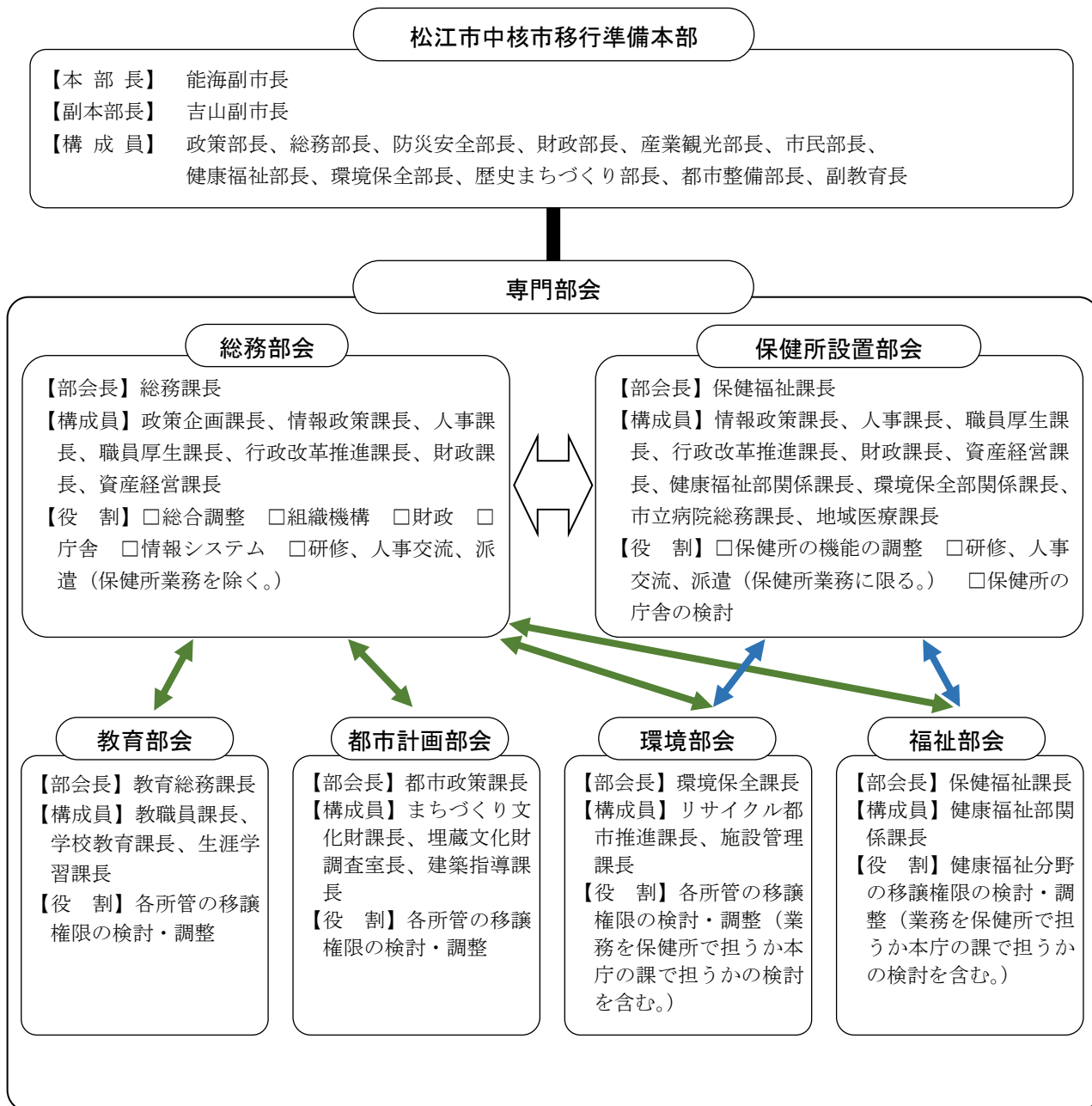
- 通知用封筒への広報文の印刷
 - [平成 27 年度]
 - ・作成済み件数：11 件
 - ・作成枚数：29 万 3 千枚
 - [平成 28 年度]
 - ・作成済み件数：15 件
 - ・作成枚数：33 万 3 千枚

13 検討のための体制

(1) 庁内推進体制

平成 26 年 11 月に、副市長を本部長とする「松江市中核市移行準備本部」を設置し、検討を進めてきました。引き続き、「松江市中核市移行準備本部」を中心に検討を進めていきます。

また、この本部の下に設置している総務、保健所設置、福祉、環境、都市計画、教育の各専門部会で、分野ごとの具体的な検討、調整等を進めていきます。



(2) 松江市の中核市移行に係る県・市連絡会議

ア 設置目的

平成 27 年 10 月に松江市の中核市移行について、県・市間の重要な課題の調整を図るため設置しました。

イ 組織構成員

島根県	地域振興部長、環境生活部長、健康福祉部長、土木部長、総務部次長、教育委員会教育次長
松江市	能海副市長、総務部長、財政部長、健康福祉部長、環境保全部長、歴史まちづくり部長、副教育長
安来市 (オブザーバー)	健康福祉部長

※議題に応じ、代理出席等柔軟に対応する。

ウ 座長、副座長

座長 松江市副市長
副座長 島根県地域振興部長

エ 主な議題

- ・ 保健所の設置方法
- ・ 移行前後における職員の相互派遣の取扱い
- ・ 任意移譲事務の取扱い
- ・ 県への事務委託の取扱い

14 これまでの経過及び今後のスケジュール見込み

【これまでの経過】

平成 26 年度

- | | |
|------------|--|
| 5月23日 | 地方自治法の一部を改正する法律案可決(平成 26 年 5 月 30 日公布法律第 42 号)※特例市の廃止及び中核市との統合 |
| 6月25日 | 市長記者会見 「中核市を目指していきたい」と回答 |
| 8月 5日 | 平成 27 年度 県知事要望「中核市移行に向けた協力について」 |
| 10月 1日 | 総務部に「中核市移行準備室」(2名)を設置 |
| 10月末 | 市報 11月号に「中核市を目指して」を掲載 |
| 11月 7日 | 松江市議会 総務委員会協議会 中核市制度について説明 |
| 11月27日 | 第 1 回松江市中核市移行準備本部会議 |
| 12月11日 | 松江市議会総務委員会協議会 <ul style="list-style-type: none">・取組経過について(松江市中核市移行準備本部設置等)・他市の状況について(越谷市視察、中核市文書照会結果) |
| 2月5日・6日・9日 | 全職員研修「中核市制度について」 |
| 2月18日 | 第 2 回松江市中核市移行準備本部会議 |

平成 27 年度

- | | |
|----------|---|
| 4月 1日 | 中核市移行準備室 2名増員し 4名体制 |
| 4月23日 | 「中核市を目指して」策定 |
| 4月30日 | 第 3 回松江市中核市移行準備本部会議 |
| 5月 1日 | 市ホームページに「中核市を目指して」を掲載 |
| 5月末～7月 | 縣市担当者打合せ会 <ul style="list-style-type: none">県・市それぞれ担当部署ごとに事務打合せ会 |
| 6月 2日 | 「中核市移行に関する基本的な考え方」(案)策定 |
| 6月17日 | 松江市議会 全員協議会 <ul style="list-style-type: none">「中核市移行に関する基本的な考え方」(案)について |
| 6月末～7月 | 保健所関係団体に対する説明(20団体) |
| 7月1日～31日 | 「中核市移行に関する基本的な考え方」(案)に対する市民からの意見募集 |
| 7月1日～8日 | 中核市に関する松江市職員研修(全職員)2回目 |
| 8月 4日 | 平成 28 年度 県知事要望「中核市移行に向けた協力について」 |
| 8月17日 | 第 4 回松江市中核市移行準備本部会議 |
| 8月31日 | 「中核市移行に関する基本的な考え方」(案)に対する市民からの意見募集の結果を公表 |
| 8月31日 | 「中核市移行に関する基本的な考え方」策定 |

9月14日	松江市議会 定例会 代表質問に対する答弁で保健所の共同設置について市の意向を表明
9月24日	松江市議会総務委員会協議会「中核市移行について」 ・保健所設置方法 ・知事への協力要請 等
10月 1日	健康福祉部に「保健所設置準備室」を設置（兼務4名）
10月 7日	松江市長から島根県知事に「中核市に関する協力要請」
10月19日	第1回松江市の中核市移行に係る県・市連絡会議 会議以降、保健所設置作業部会や県・市担当課間で実務協議を継続的に実施
10月30日	第5回松江市中核市移行準備本部会議
12月24日	第6回松江市中核市移行準備本部会議
1月22日～27日	中核市に関する松江市職員研修（全職員）3回目
2月16日	松江市議会総務委員会・教育民生委員会連合委員会
2月18日	第7回松江市中核市移行準備本部会議
3月18日	松江市議会全員協議会
3月22日	第2回松江市の中核市移行に係る県・市連絡会議
平成28年度	
4月 1日	職員研修派遣開始 派遣先：松江保健所（保健師1名、事務職2名）
4月26日	第8回松江市中核市移行準備本部会議
4月28日	松江市職員採用試験（前期）募集開始
6月13日	第9回松江市中核市移行準備本部会議
7月 4日	松江市職員採用試験（後期）募集開始
7月14日	第10回松江市中核市移行準備本部会議
8月 5日	第11回松江市中核市移行準備本部会議
8月17日	松江市の中核市移行に係る県・市連絡会議 保健所設置作業部会
8月31日	第3回松江市の中核市移行に係る県・市連絡会議
9月 5日	第12回松江市中核市移行準備本部会議
9月23日	松江市議会総務委員会・教育民生委員会連合委員会「中核市移行について」
11月 4日	松江市議会（総務委員会・教育民生委員会） 松江保健所視察
11月 7日	第13回松江市中核市移行準備本部会議
11月16日	第4回松江市の中核市移行に係る県・市連絡会議

【今後のスケジュール見込み】

平成 28 年度

- 12月～1月頃 厚生労働省ヒアリング
総務省ヒアリング
- 2月 【松江市議会】 中核市指定の申出議案提出
- 2月 【松江市議会】 中核市移行準備経費予算議案提出
- 3月 【市→県】 中核市指定申出の同意申入れ

平成 29 年度

- 4月 松江市から島根県への長期研修派遣（追加）
縣市移譲事務の引継ぎ作業開始
- 6月 【県議会】 中核市指定申出の同意議案提出
- 7月 【県→市】 中核市指定の申出の同意
- 8月 【市→国】 総務大臣への中核市指定申出
- 10月 【国】 中核市指定閣議決定、政令公布
- 12月 【松江市議会】 関係条例の制定・改廃議案の提出
【県議会】 関係条例の改正議案の提出
- 2月 【松江市議会】 中核市関連予算議案提出
- 3月 事務引継ぎ完了

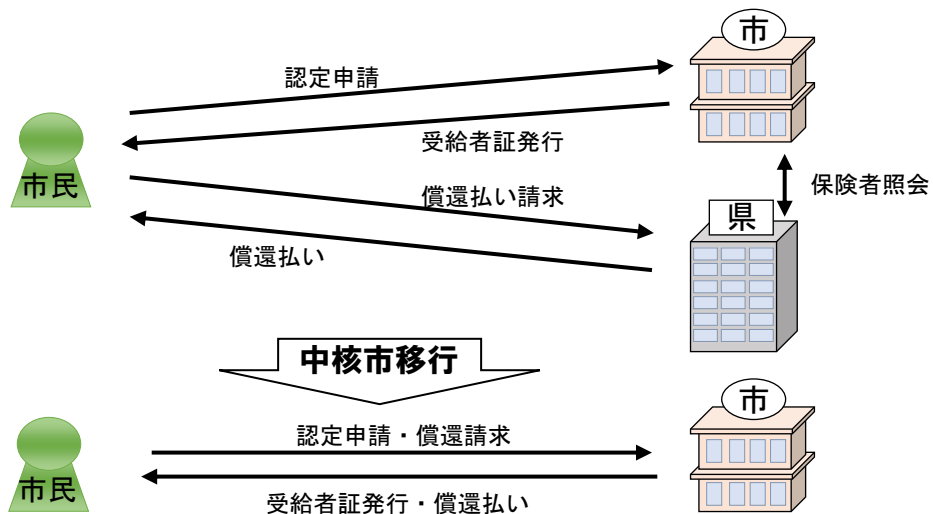
平成 30 年度

- 4月 中核市に移行、共同設置保健所開設

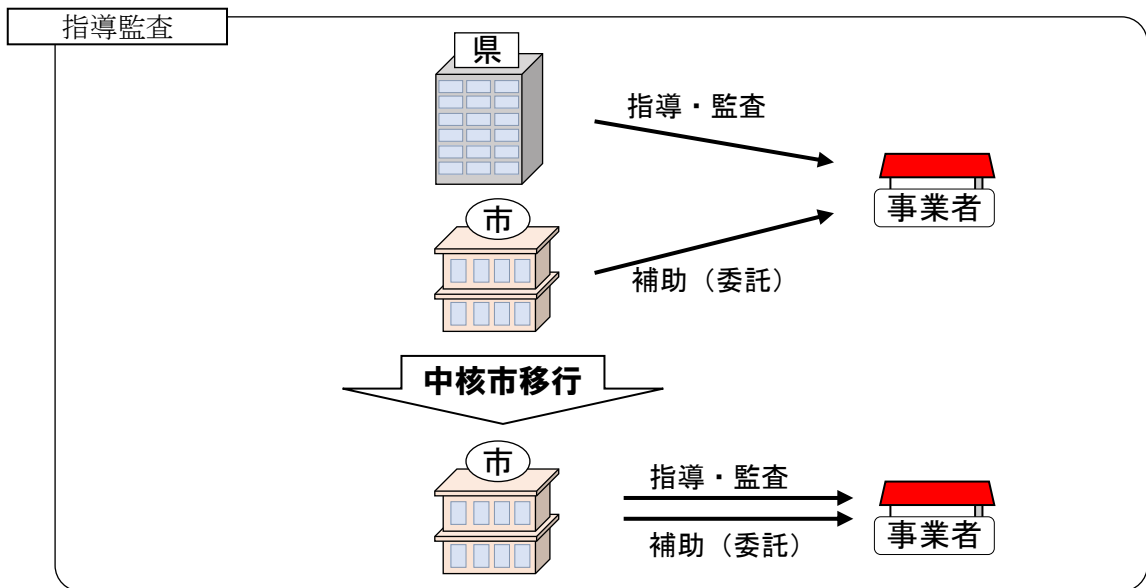
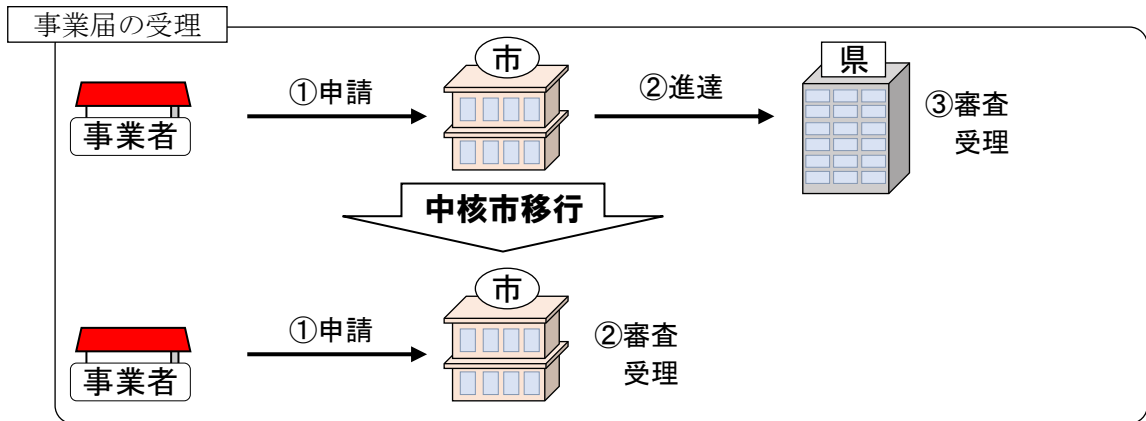
資料編

資料 1 中核市移行のメリット（一覧）

No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
1	小児慢性特定疾病医療費の支給	<p>手続窓口の一本化</p> <p>小児慢性特定疾病医療と子ども医療等との重複利用がある場合で償還が必要なものについては、現在は小児慢性特定疾病が松江保健所、子ども医療等が市役所と2か所での申請を行う必要があるが、中核市移行後は市役所のみでの受付が可能となり、手続窓口が一本化され利用者の利便性の向上につながる。</p> <p>【申請者数】新規 24 人/年、更新 221 人/年（平成 27 年度実績）</p>	児童福祉法	27



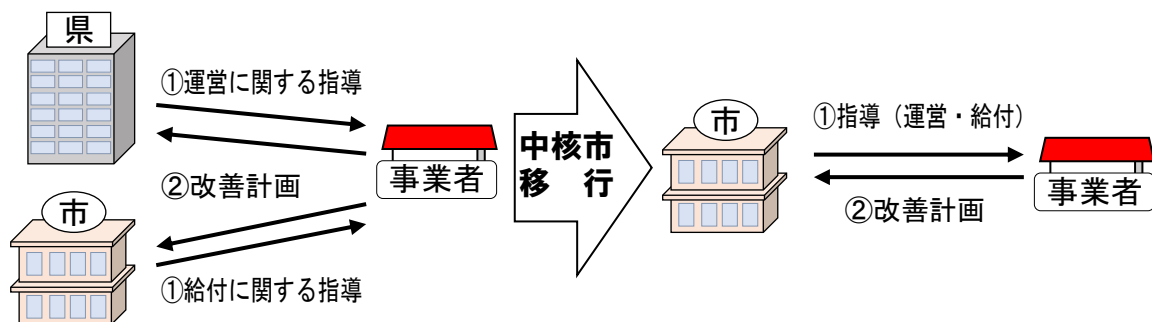
2	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療育相談指導等）	<p>出生時からの総合的な相談・支援</p> <p>現在、市が実施している乳幼児健診や家庭訪問等による相談、支援などの母子保健サービスと合わせ、総合的な相談・支援を行うことができる。</p>	児童福祉法	3
3	一時預かり事業、病児保育事業等の届出、指導監査	<p>事業届受理までの日数短縮</p> <p>届出について、現在は市で受け付けてから県へ進達し、県において審査・受理しているものが、中核市移行後は市において直接、審査・受理できるようになるため、届出受付から受理までの日数を短縮できる。</p> <p>【現行】2週間程度 → 【移行後】1週間程度</p> <p>地域の実情にあった指導監査の実施</p> <p>現在は、事業に対する補助（又は委託）は市が、指導、監査は県が行っているが、指導、監査も市の権限となるので、これまで以上に地域の実情に即したサービスが提供されるよう、事業者へ指導できるようになる。</p> <p>【事業者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業者：公立保育所 3 か所、私立保育所 22 か所、その他私立施設 1 か所 病児保育事業者：公立 1 か所、私立 4 か所 	児童福祉法 児童福祉法施行令	11



No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
4	児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設）の設置認可、監査指導	認可・指導・改善まで直接的な対応 認可から監査まで市において直接関わることができる。このことにより、計画段階から実態を把握することができ、直接施設を訪問するなど細部まで、適切な指導、改善を行うことができる。 【施設数】母子生活支援施設 1 施設	児童福祉法 児童福祉法施行令	13
5	児童福祉法関係の国庫補助金交付手続	事務手続の迅速・効率化 通知、申請、問合せ等を、県を介さず国と直接行うこととなるため、迅速かつ効率的に事務手続を行うことができる。 ※対象事務 ・児童入所施設措置費等国庫負担金（助産施設・母子生活支援施設） ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費の国庫補助 等	児童福祉法	1
6	民生委員・児童委員の指揮監督、研修の実施	意見・苦情等の受付窓口の一本化 現在は、県が指揮監督、研修等を行っているが、中核市移行後は、これらが全て市の事務になるので、より地域の実情に即した研修を行うことができる。 【民生委員定数】現在 498 人	児童福祉法 民生委員法	7

No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
7	民生委員・児童委員の定数の決定	地域の状況に応じた定数決定 市が定数を決定することで、各地域の実情をより詳細に反映させることができ、民生委員・児童委員の活動が行いやすくなる。	民生委員法	1
8	厚生労働大臣に対する民生委員の推薦	事務手続期間短縮 県を介さず国に直接推薦を行うため、県の事務手続が不要になり、推薦から委嘱決定までの期間を短縮できる。	民生委員法	4
9	身体障がい者手帳の交付、変更、再交付	身体障がい者手帳の交付までの日数短縮 現在は、市役所の窓口で受け付けてから県に進達し、県で審査、決定されたものを市役所に送付され、申請者に交付する手順になっているが、中核市移行後は市で直接、審査及び決定することができるようになるため、申請受付から交付までの日数を短縮することができる。 【現行】1か月半～2か月程度→【移行後】1か月程度 判定を要さない再交付分については、概ね3週間程度 【手続件数】新規466件、障がい変更100件、再交付122件、再認定47件（平成27年度実績）	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行令	10
10	身体障がい者手帳の申請に係る診断書を作成する医師の指定	決定までの事務処理の短縮 県への進達事務が無くなり、市の社会福祉審議会に諮り決定するため、指定医の決定までの事務処理が短縮される。 【手続件数】新規登録6件、変更8件（平成27年度実績） 市内の登録医師285名（平成28年9月30日現在）	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行令	3
11	身体障がい者手帳所持者の居住地等変更、返還	市の事務の簡素化 中核市移行後は、市の窓口で受け付けた手続後の書類を県に進達する事務が不要となる。 【手続件数】807件	身体障害者福祉法、同法施行令	6
12	保護施設の設置の認可、施設の指導監査	保護施設のサービス向上 保護施設利用者に身近な市が認可と指導・監査を行うことで、利用者の実態やニーズをより反映させることが可能となり、サービス向上につなげることができる。 【保護施設利用者】70名（平成27年度末現在）	生活保護法	13
13	医療・介護機関等の指定、指定医療・介護機関等に対する指導	医療・介護機関等のサービス向上 医療・介護機関利用者に身近な市が指定・指導を行う事で、利用者の実態やニーズをより反映させることが可能となり、サービス向上につなげることができる。 【生活保護受給者】2,817名（平成27年度末現在）	生活保護法	14
14	社会福祉審議会の設置	地域の実情に即した審議 審議の内容が松江市内に限定されることにより、市民に身近であり、より地域の実情に即した内容を審議することが期待される。 迅速な対応 松江市主導で審議会を開催することができるため、審議会に対応すべき事案が発生した場合に、即時に対応が可能である。	社会福祉法	14
15	軽費老人ホーム利用料支援等補助金	市の高齢者施策に基づくサービス提供体制の推進 市が独自に補助上乗せ分のメニュー及び基準を定め、補助を行うこととなり、市の高齢者施策に基づくサービスの提供体制を推進していくことが可能となる。	老人福祉法	1

No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
16	母子父子寡婦福祉資金貸付け	<p>貸付けまでの日数短縮 現在は、相談は市役所及び県の両方で行っている。市役所で相談された場合は、改めて県の窓口で申請手続を行うことになり、手続に時間を要していた。中核市移行後は、相談から申請受付、貸付けまで、全て市で対応できるため、相談から貸付けまでの日数を2週間程度短縮するなど、スムーズに行うことができる。</p> <p>総合的な対応 市役所で申請を受け付けることになれば、市役所で行っている他のひとり親支援策等と合わせた総合的な支援を行いやすくなる。</p> <p>手続書類の簡素化 県に申請する場合に比べて、市役所で申請する際は、住民票、所得証明等の必要書類を省略でき、手続の簡素化が図れる。 【申請者数】150人/年（平成27年度実績）</p>	母子及び父子並びに寡婦福祉法	47
17	特定不妊治療費助成	<p>手続書類の簡素化 県に申請する場合に比べて、市役所で申請する際は、住民票、所得証明等の必要書類を省略でき、手続の簡素化が図れる。一般不妊治療と同じ窓口で対応することにより利便性が向上する。 【申請者数】358人/年（平成27年度実績）</p>	要綱	要綱1
18	永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の支援	<p>情報提供の迅速化や事務手続のスムーズ化 中国残留邦人等に対する援護施策に関する情報が、県を介さず厚生労働省から直接通知される。 中国残留邦人等への生活支援に関する事業実績報告等を、県を介さず厚生労働省へ直接報告できる。</p>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	15
19	身体障がい者補助犬に関する苦情処理等	<p>身近な市役所で相談できる。 【相談件数】1, 2件程度/年</p>	身体障害者補助犬法	3
20	指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設等の指導監査	<p>一元的な指導・監査 障がい者福祉サービス、障がい者支援施設のサービス、人員等の基準は市の条例で定め、市がこれらの許認可、指導・監査を行うようになる。 指導・監査事務を、一元的に行うことで、市が総合的に障がい者福祉サービスに関わることができるようになり、市の実情に即した事業計画の推進に資する指導監査が実施できるようになる。 【対象事業所数】283事業所</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	2

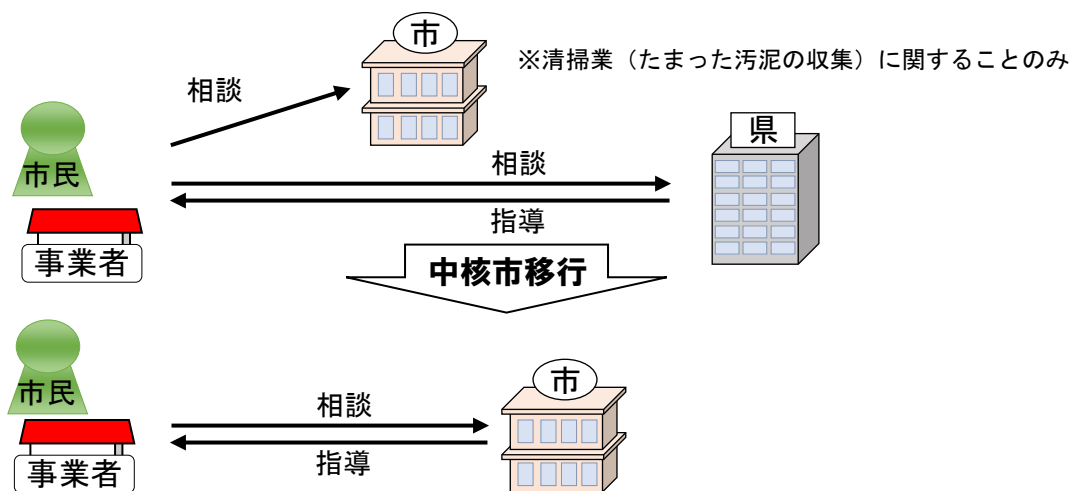


No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
21	指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設の申請・変更等の申請受付及び事業所指定	<p>地域の実情に即した障がい福祉サービスの提供 障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設のサービス、人員等の基準は市の条例で定め、市がこれらの指定、指導監査を行うようになるため、これまで以上に地域の実情に即した障がい福祉サービスが提供されるよう指導することができるようになる。</p> <p>事業所指定の申請受付の一元化 サービス内容により、事業所指定が県と市で分かれていたが、申請受付が市で一元化される。 【対象事業所数】157事業所</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	26
22	生活困窮者就労訓練事業の認定	<p>利用者の実態やニーズを反映 市民に身近な市が就労訓練事業の認定を行うことで、利用者の実態やニーズをより反映させることが可能となり、サービス向上につなげることができる</p>	生活困窮者自立支援法	3
23	食品営業等の許可、監視指導、営業停止命令等食品表示に関する立入検査、不適切表示に対する表示指示等	<p>食品に係る苦情等への迅速な対応 食品関連事業者への指導、命令等の事務を担うことにより、市民からの食品に係る苦情や食品表示基準違反による被害の発生等の通報などがあった場合、迅速・的確に対応できるようになるものと期待される。</p>	食品衛生法 食品表示法、 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令	67
24	興行場の営業許可、立入検査、営業停止命令等	<p>興行場に関する苦情、被害等への迅速な対応 興行場（スポーツ、映画、音楽、演劇等を客に見せ、又は聞かせる施設）を原因とする被害や、興行場に関する苦情等が市に寄せられた場合に、原因となる事業者に対し立入検査や処分を行うなど、必要な対応、対策等のスムーズな実施が期待できる。 （被害等のイメージ：興行場の設備が衛生基準を満たさないために生じる悪臭、騒音等近隣への被害、換気が悪いため気分が悪くなるなどの客の被害など）</p>	興行場法	7
25	旅館業の営業許可、立入検査、営業停止命令等	<p>旅館等に関する苦情、被害等への迅速な対応 旅館等を原因とする可能性のある被害や、被害につながるような苦情等が市に寄せられた場合に、原因となる事業者に対し立入検査や処分を行うなど、必要な対応、対策等のスムーズな実施が期待できる。</p>	旅館業法	24
26	公衆浴場の営業許可、立入検査、営業停止命令等	<p>公衆浴場に関する苦情、被害等への迅速な対応 公衆浴場を原因とする可能性のある被害や、被害につながるような苦情等が市に寄せられた場合に、原因となる事業者に対し立入検査や処分を行うなど、必要な対応、対策等のスムーズな実施が期待できる。</p>	公衆浴場法	10
27	精神障がい者の措置等	<p>地域移行支援の充実 市で現在行っている精神保健福祉業務（医療費助成・手帳・障がい福祉サービス申請、保健師による障がい者とその家族への支援）との連携が行いやすくなり、地域生活移行のための支援がスムーズにできるようになる。 市の保健師が入院措置から退院後までの継続した支援を行うことにより、再入院の防止を図り、安定した地域生活を推進することができる。 【実績】通報申請件数 42 件、うち措置入院該当者 17 件（平成 27 年度実績）</p>	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	39

No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
28	精神障がい者や家族等からの精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談	<p>専門スタッフによる相談の実施</p> <p>現在も市保健師（家庭相談室及び地区担当）が松江保健所の定例相談を市民に紹介し、利用しているが、松江市の設置する保健所では、市保健師と保健所が日常的に連携することによって、より効果的、積極的に専門相談を活用することができる。</p> <p>これによって、適切な医療受診や、障がい福祉サービスにつなげるなど、精神障がい者及び家族への支援を充実させることができる。</p> <p>■相談指導（平成 27 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例相談 <ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談（年 24 回、実人数 34 人）、アルコール相談（年 12 回、実人数 10 人） ・ 定例外相談 <ul style="list-style-type: none"> 随時、訪問（実人数 68 人）、来所（実人数 69 人） 電話（延べ 1,334 件） <p>■精神障がい者への医療施設の紹介</p>	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	5
29	感染症対策（感染症の発生の状況及び動向の把握）	<p>感染症発生状況の迅速な把握と対応</p> <p>発生情報を随時、把握することが可能になる。また、感染症発生動向調査は、これまで保健所単位の公表資料を通じて把握していたが、市域のみの数値の直接把握が可能になる。</p> <p>出席停止、休校情報は、大学、短大、高専、県立及び私立高校、島根大学附属小・中学校分についても市に情報が直接入るようになる。</p> <p>更生保護施設についても保健所に連絡が入る場合があり、その時点で治療及びまん延防止等の処置を行わせることが可能になる。</p> <p>全体として、正確かつ迅速な情報収集が可能になることで、季節性の感染症（インフルエンザ等）をはじめとするさまざまな感染症の市内の状況について、庁内の情報共有を行い、適時、適切な対策をとることが可能になる。</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>学校保健安全法</p> <p>更生保護施設における処遇の基準等に関する規則</p>	289
30	保健所の設置	<p>総合的な衛生行政施策の展開</p> <p>保健所は、地域保健法に基づき、知事に代わって市長が許認可及びその他の事務を行うもので、衛生行政を統括する主体であり、これまで市が設置していた衛生行政機関である保健センターとの有機的な連携が強まり、地域を基礎とした総合的な衛生行政施策を展開することができる。</p> <p>危機管理の迅速な対応</p> <p>市民の健康を脅かす結核やエイズなどの感染症、食中毒などの健康被害に対する危機管理対策や災害時の公衆衛生対策、特に医療分野の調整は保健所が司令塔となって実施することになる。危機管理を市民に身近な市が担うことにより、迅速で地域の実情にあった対応が可能となる。</p>	地域保健法	17

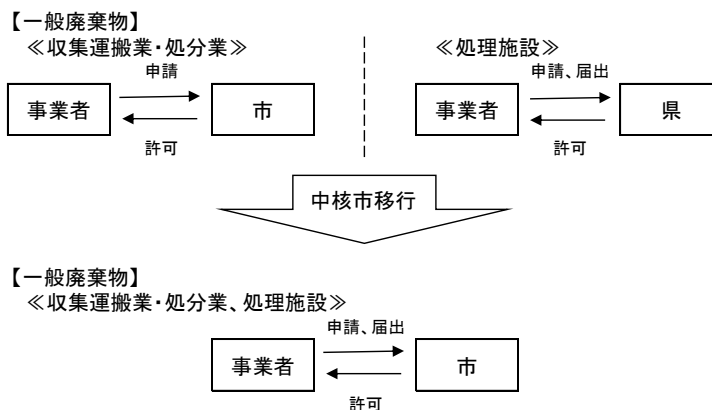
No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
31	結核対策	<p>市民への結核予防を含めた啓発がきめ細やかに行え、早期発見、罹患率の減少につながる</p> <p>地区の保健師が地域活動を行う中で、きめ細やかに啓発が行え、市民も予防・早期発見についての知識を得る機会が増え、予防が効果的に行え、発見遅滞を未然に防ぐことができ、結核に関する死亡の減少、呼吸器疾患の医療費の削減につながる。</p> <p>地域特性に応じたきめ細やかな服薬等の支援が行える</p> <p>市保健所保健師と保健センターの地区担当保健師との連携により、地域特性に応じた支援チームがコーディネートでき、結核患者の確実な服薬と安心感のある地域生活をサポートできる。</p> <p>集団発生の際に地域の情報がよりタイムリーに入手でき、拡大が未然に防げる</p> <p>集団発生の際、同居家族の乳幼児（BCG未接種の児の有無）、妊婦等、市で把握している情報が保健センターとの連携により一元化され、ケースにあった支援がタイムリーに行える。</p> <p>支援終了後も、健康支援を継続して行える</p> <p>結核患者の支援終了後や、感染が疑われなかった場合においても、継続して市で実施している結核・肺がん健診や健診受診勧奨や、市で行う健康づくり活動や、予防接種の勧奨（高齢者肺炎球菌、インフルエンザ等）、地域での健康づくりの活動に関する情報提供を行うことができ、市民の健康管理に役立てることができる。</p>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	30
32	理容師の業務停止命令、理容所開設届出、立入検査、閉鎖命令等 美容師の業務停止命令、美容所開設届出、立入検査、閉鎖命令等	<p>理容師・理容所、美容師・美容所に関する苦情、被害等への迅速な対応</p> <p>理容所・美容所等を原因とする可能性のある被害や、被害につながるような苦情等が市に寄せられた場合に、原因となる事業者に対し立入検査や処分を行うなど、必要な対応、対策等のスムーズな実施が期待できる。</p>	理容師法 美容師法	24
33	クリーニング所の開設届出、立入検査、営業停止命令等	<p>クリーニングに関する苦情、被害等への迅速な対応</p> <p>クリーニングを原因とする可能性のある被害や、被害につながるような苦情等が市に寄せられた場合に、原因となる事業者に対し立入検査や処分を行うなど、必要な対応、対策等のスムーズな実施が期待できる。</p>	クリーニング業法	10
34	薬局開設、医薬品等販売業の許可、立入検査、改善命令等 毒物及び劇物販売業の登録、立入検査、業務停止命令等	<p>医薬品等、毒物、劇物を原因とする被害等への迅速な対応</p> <p>医薬品等販売業、毒物、劇物の販売業登録等の事務の権限移譲を受けることにより、当該事業者の情報を市として把握することとなり、医薬品等・毒物・劇物を原因とする各種の苦情や被害の相談に対し、迅速な対応が可能になる。</p>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 毒物及び劇物取締法	131
35	特定建築物（興行場、集会場、店舗、事務所、学校等）の使用の届出受理、報告徴収、立入検査、改善命令等	<p>特定建築物所有者等への適切な指導</p> <p>市に寄せられた特定建築物に対する相談や苦情に対して、市が直接、状況確認や指導ができることになり、迅速で市民に寄り添った対応が可能となる。</p>	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	10

No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
36	家庭用品の製造業者等への立入検査、回収命令等	家庭用品に関する苦情、被害等への迅速な対応 家庭用品に使用されている有害物質を原因とする可能性のある被害や、被害につながるような苦情等が市に寄せられた場合に、原因となる製品の製造者等に対し立入検査や処分を行うなど、必要な対応、対策等のスムーズな実施が期待できる。	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	6
37	小規模食鳥処理事業者の認定、指導、助言	認定小規模食鳥処理事業者への適切な指導 市に寄せられた認定小規模食鳥処理事業者に対する相談や苦情に対して、市が直接、状況確認や指導ができることになり、迅速で市民に寄り添った対応が可能となる。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	11
38	牛海綿状脳症の検査に係る協力依頼	市民の安全安心の確保 発生、まん延防止、被害拡大防止等のために必要な関係機関への協力に際し市の意向を反映できるようになり、市民の安全確保、安心感の増大につながる。	牛海綿状脳症対策特別措置法	2
39	浄化槽の使用開始の報告の受理	迅速な対応、指導 浄化槽に関する事務を行うことで、浄化槽に関する苦情、相談への迅速な対応や、浄化槽の維持管理に対する指導ができるようになり、し尿や生活雑排水の適正な処理を図ることができる。 【実績】使用開始報告 20 件/年（平成 27 年度実績）	浄化槽法	2
40	定期検査の報告の受理、指導、助言、勧告、命令	同上 【実績】定期検査報告 2,114 件/年（平成 27 年度実績） 指導 6 件（平成 27 年度実績）	浄化槽法	7
41	浄化槽保守点検業者の登録	同上 【実績】登録 0 件/年（平成 27 年度実績）	浄化槽法	1
42	浄化槽の設置の届出の受理	同上 【実績】設置届 21 件/年（平成 27 年度実績）	浄化槽法	3
43	設置後の水質検査報告の受理、指導、助言、勧告、命令	同上 【実績】報告 29 件/年（平成 27 年度実績） 指導 0 件/年（平成 27 年度実績）	浄化槽法	4
44	技術管理者変更の報告の受理	同上 【実績】報告 32 件/年（平成 27 年度実績）	浄化槽法、同法施行令	1



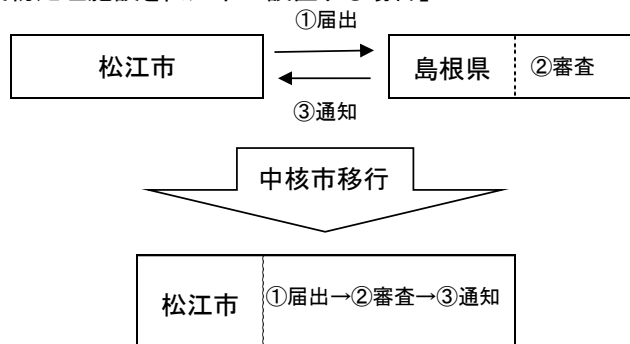
No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
45	使用済自動車引取業者の登録	使用済自動車全般の一元的な対応 自動車リサイクル法の事務を行うことで、自動車のリサイクルに関する取組などができるようになり、使用済自動車の不法投棄、不適切な処理など、市民からの相談や事業者への指導に、市が直接、これまでより迅速に対応できるようになる。 【実績】6件/年（平成27年度実績）	使用済自動車の再資源化等に関する法律	15
46	フロン類回収業者の登録	同上 【実績】1件/年（平成27年度実績）	使用済自動車の再資源化等に関する法律	15
47	解体業の許可	同上 【実績】0件/年（平成27年度実績）	使用済自動車の再資源化等に関する法律	10
48	破砕業の許可	同上 【実績】0件/年（平成27年度実績）	使用済自動車の再資源化等に関する法律	8
49	国民健康・栄養調査	調査経費の軽減 現在は、市の健康増進計画の改定や中間評価に際し、市で独自に調査を行っているが、これを、国民健康栄養調査と合わせて実施することにより、調査経費や市民負担の軽減を図ることができる。	健康増進法 健康増進法施行令	3
50	動物取扱業者（第1種、第2種）の登録・届出、特定動物の飼養許可、立入検査、改善勧告等	動物飼養に伴う被害等への迅速な対応 動物取扱業者の登録・届出事務、特定動物飼養許可事務の移譲を受けることにより、動物の飼養を原因とする被害等が生じた場合に、原因となる飼養者を迅速に把握できる可能性が高まり、必要な対応、対策等のスムーズな実施が期待できる。 （動物取扱事業者→動物を多数飼養する可能性が高い→悪臭、鳴き声等の被害原因となる可能性） （特定動物飼養者→大型動物、肉食動物等が対象動物に含まれる→危険動物の逸走により住民に危害が及ぶ事態の可能性）	動物の愛護及び管理に関する法律	46
51	温泉の採取・利用の許可、立入検査、許可の取消等	温泉の利用等に伴う苦情、被害等への迅速な対応 温泉の採取・利用許可の事務を通じ市内の温泉の利用状況を把握するとともに、公衆衛生上の必要に応じて立入検査を行うことができるようになり、市民からの温泉を原因とした苦情への対応や被害対策について迅速な対応が可能になるものと期待される。	温泉法	26
52	国民生活基礎調査（保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項の調査）	調査結果の活用 調査機関となり実施するため、次年度以降に公表される統計結果より、効果的に市が実施する施策に生かすことができる。	国民生活基礎調査規則	その他 11
53	患者調査規則（病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の調査）	調査結果の活用 調査機関となり実施するため、次年度以降に公表される統計結果より、効果的に市が実施する施策の検討に生かすことができる。	患者調査規則	その他 5

No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
54	事業者が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の保管の届出受理	廃棄物全般の一元的な対応 一般廃棄物に関する事務に併せ、産業廃棄物に関する事務を行うことで、廃棄物全般の事務を一元的に扱えるようになり、廃棄物の不法投棄、不適切な保管など、廃棄物に対する市民からの相談や事業者への指導に、市が直接、これまでより迅速に対応できるようになる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5
55	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の多量排出事業者の減量計画等の報告の受理、その公表	同上 【実績】報告 36 件/年（平成 27 年度実績）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2
56	産業廃棄物処理施設の設置許可	同上 【実績】2 件/年（平成 27 年度実績）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	30
57	事業者に対する立入検査、環境衛生指導員の任命	同上 【実績】立入検査 33 件/年（平成 27 年度実績）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12
58	一般廃棄物処理施設の設置許可、最終処分場の埋立処分終了の届出、最終処分場の廃止の確認	廃棄物全般の一元的な対応 一般廃棄物の処理については市に責任があり、一般廃棄物処理施設の設置等に関する事務を行うことで、一般廃棄物の適正な処理について今まで以上に主体的に推し進めることができる。 【実績】2 件/年（平成 27 年度実績）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	25



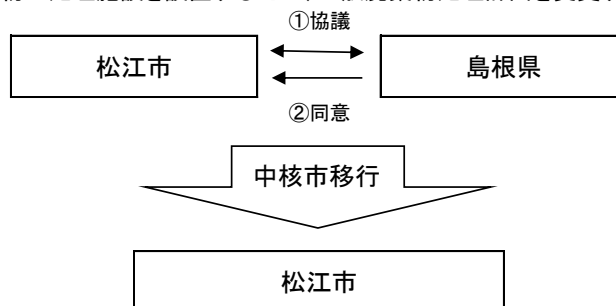
59	市町村設置に係る一般廃棄物処理施設の届出の受理	施設設置までの日数短縮 市が設置する一般廃棄物処理施設については、設置まで全て市で処理できるようになるため、設置までの日数が短縮できる。 廃棄物全般の一元的な対応 一般廃棄物の処理については市に責任があり、一般廃棄物処理施設の設置等に関する事務を行うことで、一般廃棄物の適正な処理について今まで以上に主体的に推し進めることができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5
----	-------------------------	---	------------------	---

【一般廃棄物処理施設を松江市が設置する場合】



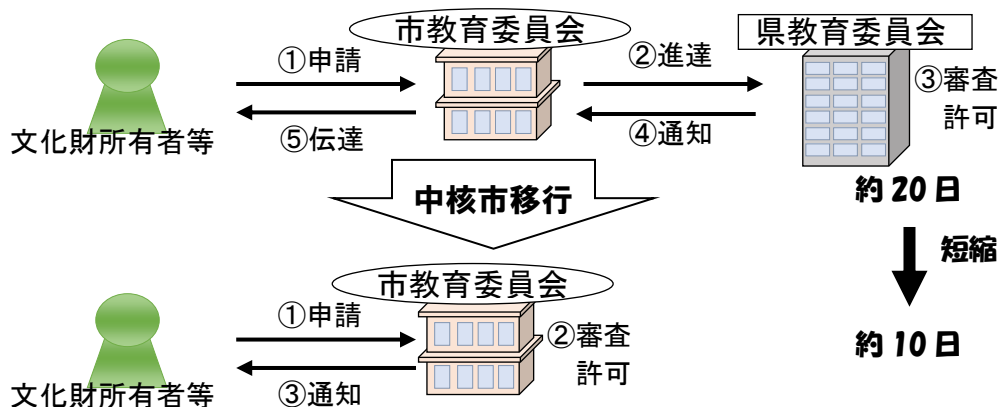
No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
60	市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する協議等	施設設置までの日数短縮 県との協議が必要なくなるため、設置までの日数が短縮でき、災害廃棄物の処理の迅速化が図れる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1

【災害廃棄物の処理施設を設置するため、一般廃棄物処理計画を変更する場合】

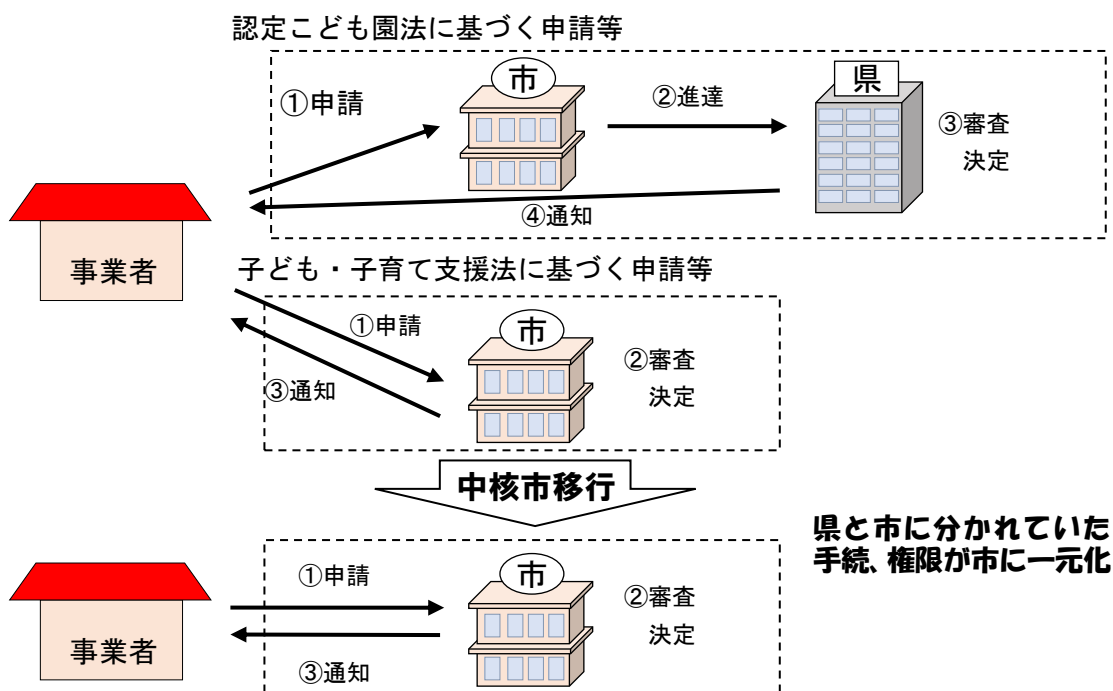


61	産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告の受理、指導	廃棄物全般の一元的な対応 一般廃棄物に関する事務に併せ、産業廃棄物に関する事務を行うことで、廃棄物全般の事務を一元的に扱えるようになり、廃棄物の不法投棄、不適切な保管など、廃棄物に対する市民からの相談や事業者への指導に、市が直接、これまでより迅速に対応できるようになる。 【実績】 報告 890 件/年（平成 27 年度実績）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則	3
62	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	同上 【実績】 産業廃棄物収集運搬業 8 件（平成 27 年度実績） 特別管理産業廃棄物収集運搬業 4 件（平成 27 年度実績）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令	14
63	発注者からの申告の受理 対象建設工事受注者に対する再資源化等の実施に関する助言、勧告、命令、報告の徴収 対象建設工事現場等への再資源化等の実施に関する立入検査	対象建設工事受注者に対する迅速な対応 現在は、分別解体等は市において、再資源化等は県において対応となっているが、中核市移行後はどちらも市となるため、迅速な対応が可能となる。 【実績】 604 件/年（平成 27 年度対象建設工事实績） 届出：491 件（変更 2 件含む）、通知：113 件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同法施行令	7

No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
64	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の管理状況の届出の受理、公表	市民の生活環境の維持改善 PCB 特別措置法の事務を行うことで、PCB 廃棄物の保管事業者への立入検査ができるようになり、PCB 廃棄物の適正処理を進め、市内の生活環境への影響を抑止することができる。 【実績】届出 93 件/年 (平成 27 年度実績)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	7
65	屋外広告業の登録	良好な景観の形成 無許可屋外広告物や景観形成基準に適合しない屋外広告物が氾濫し、良好な景観が阻害されないように、広告物の所有者だけでなく屋外広告業者への指導も図るなど、屋外広告物と屋外広告業について一体となった規制を行うことができる。 不良屋外広告業者等に対する指導強化 屋外広告業者に対する立ち入り調査、登録業者であれば登録業の取消、営業停止を命ずることなどを松江市が直接できるようになるため、違反広告物を設置した事業者や無登録で屋外広告業を営んだ事業者に対する指導を強化することができる。 【対象数】松江市における屋外広告業登録見込数 140 件程度	屋外広告物法	3
66	サービス付き高齢者向け住宅事業にかかる登録申請受理、審査、通知 既登録住宅事業の登録事項等の変更届受理、変更登録	高齢者の住環境に配慮したまちづくりの推進 現在、サービス付き高齢者向け住宅整備の際、位置や規模等について市の意見は反映されていない。市としては、高齢者の住環境に配慮したまちづくりの観点からも他の建築物や高齢者向け福祉サービスとのバランスについて総合的に見ていく必要がある。事務移譲後は、市が直接登録申請を受け付けるため、庁内関係各課の意見を踏まえた助言を通じて、市の方針に沿ったより効果的なまちづくり事業を進めることができる。また、事業者としてはより身近な基礎自治体である市から直接助言等受け必要に応じて計画の調整・見直しを行うことにより、自社事業の効率化を図ることができる。 【対象見込数】登録 5 件程度/年、変更届 10 件程度/年 事業報告書 25 件程度/年	高齢者の居住の安定確保に関する法律	43
67	出土品（埋蔵文化財）の認定事務等	事務の迅速化 現在は、市の発掘調査で出土した文化財は、遺失物法にもとづき、警察署に発見届を提出し、県教育委員会が文化財かどうかの鑑査をしているが、中核市移行後は、出土した文化財を市が鑑査し、その旨を警察署に通知すればよくなる。 【対象件数】40 件程度/年	文化財保護法	4
68	重要文化財（一部）の現状変更等の許可、停止命令、許可の取り消し	事務処理の迅速化 申請受付から許可までの期間を短縮できる。 【現行】約 20 日 → 【移行後】約 10 日	文化財保護法、同施行令	2



No	事務内容	効果内容	関係法令	関係条項の数
69	県費負担教職員の研修	教職員研修を市独自カリキュラムで実施 市立小中学校の教職員に対し、市の実情や教育課題等に合わせた独自の計画による研修実施が可能となり、市の教育方針に基づく教職員研修の充実を図ることができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	1
70	幼保連携型認定こども園の設置認可等	申請窓口の一元化、地域の実情にあった指導監督の実施 設置事業者は、これまで認定こども園法に基づくものは県へ、子ども・子育て支援法に基づくものは市へ申請又は届出しなければならなかったが、移行後は、全て市に申請又は届出できるようになる。 この事業の指導・監査が市の権限となるので、これまで以上に地域の実情に即したサービスが提供されるよう、子ども・子育て支援法に基づく指導と一体的にできるようになる。 【対象件数】幼保連携型認定こども園：4か所	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	14



合 計		1, 225
-----	--	--------

※移譲事務項目（法律・政令分）1,929項目のうち、上記一覧表に掲げた効果（メリット）に
関係する項目数は、1,225項目

※移行項目の中には、現在は、松江市内に権限の対象となるものがなく、移譲を受けても実際の事務や、効果（メリット）が生じないものもあります。

資料 2 中核市移行に伴う財政影響 事務事業ごとの経費（一覧）

①中核市移行に伴い国、県、市の負担割合の変更になり市の負担が増える事業（既存事業）

No.	区分	事業名	事業内容	平成 30 年度（千円）		負担区分・割合		
				事業費 の増減額	一般財源 の増減額		移行前	移行後
1	民生	生活保護費等の支給	居住地がない被保護者等への生活保護費を支給する	0	111,097	国	3/4	3/4
						県	1/4	
						市		1/4
2	民生	医療扶助、介護扶助に係るレセプト審査	診療報酬、介護報酬の審査をするもの	2,112	2,112	国		
						県	1/2	
						市	1/2	10/10
3	民生	隣保館運営等事業	隣保館を運営するための経費	0	7,676	国	1/2	1/2
						県	1/4	
						市	1/4	1/2
4	民生	行旅病人等の支援事業	行旅病人等の救護費用、行旅死亡人の埋葬費用等	0	271	国		
						県	10/10	
						市		10/10
5	民生	母子生活支援施設、助産施設関係事業	母子家庭の自立促進や妊産婦の適切な助産が受けられるように運営費を負担する。	0	6,053	国	1/2	1/2
						県	1/4	
						市	1/4	1/2
6	民生	特別保育推進事業	保育所等が実施する特別保育事業に対して費用の一部を補助する。	0	2,574	国		
						県	1/3	
						市	1/3	2/3
7	民生	育成医療・結核患児療養給付費	育成医療を担当する医療機関の診療内容の審査を行う。	9	9	国		
						県	1/2	
						市	1/2	10/10
8	民生	老人クラブ助成事業	高齢者の社会参加活動の促進のため、老人クラブの活動費等を助成する。	0	3,051	国	1/3	1/3
						県	1/3	
						市	1/3	2/3
民生 計				2,121	132,843			
9	保健衛生 (保健所除く)	未熟児養育医療審査	未熟児養育医療を担当する医療機関の診療内容の審査を行う。	24	24	国		
						県	1/2	
						市	1/2	10/10
保健衛生（保健所除く） 計				24	24			
10	文教	スクールソーシャルワーカー活用事業	生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。	0	2,727	国	1/3	1/3
						県	2/3	
						市		2/3
11	文教	①放課後子ども教室事業 ②地域とともにある学校づくり推進事業	①地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室を開催する。 ②市内全ての中学校区に学校支援地域本部を設置し、学校支援地域コーディネーターを配置する。	0	14,348	国	1/3	1/3
						県	1/3	
						市	1/3	2/3
文教 計				0	17,075			

※負担割合の変更とは、現在も市が実施している事務事業で、中核市移行後もこれまでどおり、市が事務事業を実施しますが、この事務事業の費用に対し、現在は県から交付されている負担金、補助金等が、中核市に移行することにより交付されなくなり、歳入（収入）が減少し、実質的な市の負担が増加するものです。

②中核市移行に伴い市で新たに実施する事業（新規事業）

No.	区分	事業名	事業内容	平成30年度 事業費(千円)	負担区分・割合		
					移行前	移行後	
1	民生	身体障害者手帳の交付 事業	身体に障がいがある方に身体障害者手帳を交付する。	119	国		
					県	10/10	
					市		10/10
2	民生	障がい者地域生活支援 事業	障がい者等の自立した生活のために、専門性の高い意思疎 通支援者の養成及び派遣事業を行う。	3,992	国	1/2 以内	1/2 以内
					県	1/2	
					市		1/2
3	民生	隣保館運営等事業	隣保館職員に対し、隣保館運営の技術向上を図るための事 業（研修等）を行う。	356	国	1/2	1/2
					県	1/2	
					市		1/2
4	民生	民生委員児童委員活動 費補助等	民生委員児童委員に活動費補助や手当の支給をする。	32,916	国		
					県	10/10	
					市		10/10
5	民生	民生委員児童委員研修 費等	民生委員児童委員の研修などを実施する。	1,493	国	1/2	1/2
					県	1/2	
					市		1/2
6	民生	母子及び父子並びに寡 婦福祉資金貸付事業	配偶者のない女子、男子や寡婦に対して、経済的自立、又 は扶養している児童の福祉増進を図るための資金の貸付 金。	122,128	国	2/3	2/3
					県	1/3	
					市		1/3
7	民生	母子及び父子並びに寡 婦福祉資金貸付事業	上記の事務費	7,780	国		
					県	10/10	
					市		10/10
8	民生	母子家庭等就業・自立 支援センター事業	母子家庭等の母等の就業を支援するため、就業相談、無料 職業紹介、企業訪問等を実施する。	5,654	国	1/2	1/2
					県	1/2	
					市		1/2
9	民生	施設等の指導監査	社会福祉法等の関係諸法に基づき、施設等に対して指導、 監査を実施する。	301	国		
					県	10/10	
					市		10/10
10	民生	社会福祉審議会	社会福祉審議を会開催する。	2,222	国		一部
					県		一部
					市		10/10
11	民生	福祉関係専門会議	既存の福祉関係の審議会等を社会福祉審議会等に統合す ることにより不要になる経費（減額分）	△ 1,053	国	一部	
					県	一部	
					市		10/10
12	民生	軽費老人ホーム事務費 補助事業	軽費老人ホームの利用者から徴収すべき事務費を減免し た社会福祉法人に対し、助成を行う。	154,596	国		
					県	10/10	
					市		10/10
民生 計				330,504			
13	保健衛生 (保健所除く)	小児慢性特定疾患対策 事業	小児慢性特定疾患にかかっている児童の医療費の一部を 助成し、医療費の負担軽減を図る。	46,543	国	1/2	1/2
					県	1/2	
					市		1/2
14	保健衛生 (保健所除く)	特定不妊治療費助成事 業	特定不妊治療を受けた夫婦について、治療費の一部を助成 し、経済的負担の軽減を図る。	54,747	国	1/2	1/2
					県	1/2	
					市		1/2
15	保健衛生 (保健所除く)	医療安全支援センター 事業	医療に関する苦情・相談に対応するとともに、医療安全に 関する助言及び情報提供等を行う。	290	国		
					県	10/10	
					市		10/10
16	保健衛生 (保健所除く)	保健環境科学研究所各 種検査等委託	感染症発生動向調査、行政検査等の検査を行う。	34,310	国	一部	一部
					県	10/10	
					市		10/10

No.	区分	事業名	事業内容	平成30年度 事業費(千円)	負担区分・割合		
					移行前	移行後	
17	保健衛生 (保健所除く)	感染症の医療体制整備 事業	新型インフルエンザ等発生時の対応を行う。	24,917	国	一部	一部
					県	10/10	
					市		10/10
18	保健衛生 (保健所除く)	感染症予防対策推進事 業	肝炎ウィルス検査、風疹抗体検査を行う。	7,723	国	1/2	1/2
					県	1/2	
					市		1/2
19	保健衛生 (保健所除く)	食品衛生対策推進事業	食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務を行う。	4,444	国		
					県	10/10	
					市		10/10
20	保健衛生 (保健所除く)	結核予防対策推進事業	結核医療費の公費負担、結核のまん延防止や結核の健康 診断の受診率向上を図るため普及啓発を行う。	3,783	国	3/4	3/4
					県	1/4	
					市		1/4
21	保健衛生 (保健所除く)	動物管理等対策事業	犬猫の殺処分委託、動物愛護の普及啓発を行う。	3,725	国		
					県	10/10	
					市		10/10
22	保健衛生 (保健所除く)	環境衛生・公衆衛生・ 医薬事務費等	環境衛生・公衆衛生・医薬事務に係る事務費等	10,339	国	一部	一部
					県	10/10	
					市		10/10
23	保健衛生 (保健所除く)	施設使用料	共同設置保健所として使用するいきいきプラザ施設使用 料	12,211	国		
					県		
					市		10/10
保健衛生(保健所除く) 計				203,032			
※保健所の運営等に関する費用でも、保健所ではなく、市役所の本庁の課などで支払手続をする費用は、「保健衛生(保健所除く)」 で分類しています。							
24	保健所	共同設置保健所費用	保健所の各種事業費、人件費、維持管理運営費等	367,608 ~375,208	※内訳は末尾に記載		
保健所 計				367,608 ~375,208			
25	環境	産業廃棄物処理関係事 業	産業廃棄物処理施設に関する事務費	405	国		
					県	10/10	
					市		10/10
26	環境	ダイオキシン類による 汚染状況の常時監視	ダイオキシン類による大気、水質、土壌の汚染状況の常 時監視を行う。	4,200	国		
					県	10/10	
					市		10/10
27	環境	大気汚染常時監視事業	大気汚染物質の常時監視や自動車排出ガスの常時監視等 を行う。	24,815	国	一部	一部
					県	10/10	
					市		10/10
28	環境	産業廃棄物不法投棄等 対策事業	廃棄物適正処理指導員による不法投棄監視、事業者指導 を行う。また、不法投棄防止の看板、カメラ等を設置す る。	2,525	国		
					県	10/10	10/10
					市		
環境 計				31,945			
29	都市計画・建設	屋外広告業登録事業	屋外広告業を営む者の登録、講習会の開催等を行う。	178	国		
					県	10/10	
					市		10/10
30	都市計画・建設	サービス付き高齢者向 け住宅整備事業補助金	サービス付き高齢者向け住宅を整備する事業者に補助を 行い、整備の促進を図る。	17,910	国	1/2	1/2
					県	1/2	
					市		1/2
都市計画・建設 計				18,088			

No.	区分	事業名	事業内容	平成 30 年度 事業費(千円)	負担区分・割合	
					移行前	移行後
31	文教	県費負担教職員の研修	県費負担教職員に対し、研修を実施する。	15,837	国	
					県	10/10
					市	10/10
32	文教	その他の事業	中核市教育長会に係る会費、旅費等（総会、研修）	304	国	
					県	
					市	10/10
文教 計				16,141		
33	その他	包括外部監査	包括外部監査制度を導入し、包括外部監査人による監査を行う。	13,000	国	
					県	
					市	10/10
34	その他	その他の事業	中核市市長会等に係る会費、旅費等 職員健康診断経費	1,609	国	
					県	
					市	10/10
その他 計				14,609		
35	人件費 (保健所除く)	人件費	保健所以外人件費 21 名	159,600		
人件費（保健所除く） 計				159,600		

No. 24 保健所の内訳（再掲）

No.	区分	事業名	事業内容	平成 30 年度 事業費(千円)
1	保健所	保健所管理運営費	保健所の維持管理費	8,838
2	保健所	原爆被爆者対策事業	原爆被爆者援護法に基づく介護手当、葬祭料の支給等	6,522
3	保健所	精神保健推進事業	心の健康相談、精神保健福祉法に基づく措置診察等の業務	5,905
4	保健所	結核対策推進事業	結核に関する健康診断委託、結核の知識の普及啓発活動、感染症診査協議会結核部会開催	5,224
5	保健所	特定疾患治療研究事業	特定医療費の支給認定に関する業務	4,102
6	保健所	感染症予防対策推進事業	感染症発生動向調査に係る費用等、肝炎ウイルス陽性者への受診勧奨等の啓発	1,177
7	保健所	食育推進基盤整備事業	食育啓発事業、国民健康・栄養調査等	1,393
8	保健所	その他事務費等		19,697
9	保健所	人件費	保健所人件費 46 人～47 人	314,750 ～322,350
保健所 計				367,608 ～375,208

資料 3 指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況

①全国の指定都市、中核市、施行時特例市の指定状況

	指定都市 (人口50万以上で 政令で指定)	中核市 (人口20万以上の市の申出に基づ き政令で指定)	施行時特例市 (人口20万以上の 市の申出に基づき政令で指定)
全国	20市	47市	37市
北海道	札幌(195)	旭川(33)、函館(26)	
東北	仙台(108)	いわき(35)、郡山(33)、 秋田(31)、青森(28)、盛岡(29)	山形(25)、八戸(23)
首都圏	横浜(372)、川崎(147)、 さいたま(126)、千葉 (97)、相模原(72)	船橋(62)、宇都宮(51)、横須賀 (40)、柏(41)、高崎(37)、前橋 (33)、川越(35)、八王子(57)、 越谷(33)	川口(57)、所沢(34)、水戸(27)、 平塚(25)、草加(24)、春日部 (23)、茅ヶ崎(23)、厚木(22)、 大和(23)、太田(21)、つくば (22)、伊勢崎(20)、熊谷(19)、 小田原(19)、甲府(19)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(41)	長岡(27)、福井(26)、上越(19)
中部圏	名古屋(229)、浜松 (79)、静岡(70)	豊田(42)、岐阜(40)、長野(37)、 豊橋(37)、岡崎(38)	一宮(38)、春日井(30)、四日市 (31)、富士(24)、松本(24)、沼 津(19)
近畿圏	大阪(269)、神戸(153)、 京都(147)、堺(83)	姫路(53)、東大阪(50)、西宮 (48)、尼崎(45)、豊中(39)、和 歌山(36)、奈良(36)、高槻(35)、 大津(34)、枚方(40)	吹田(37)、明石(29)、茨木(28)、 八尾(26)、加古川(26)、寝屋川 (23)、宝塚(22)、岸和田(19)
中国	広島(119)、岡山(71)	倉敷(47)、福山(46)、下関(26)、 呉(22)	松江(20)、鳥取(19)
四国		松山(51)、高松(42)、高知(33)	
九州	福岡(153)、北九州 (96)、熊本(74)	鹿児島(59)、大分(47)、長崎 (42)、宮崎(40)、久留米(30)、 佐世保(25)	佐賀(23)
沖縄		那覇(31)	

(備考) 都市名の次の () は、人口。人口は、平成 27 年国勢調査人口の確定値を用いた人口 (1 万人未満切捨て) を表記。

(平成 28 年 11 月 1 日現在)

②道府県庁所在市の指定状況

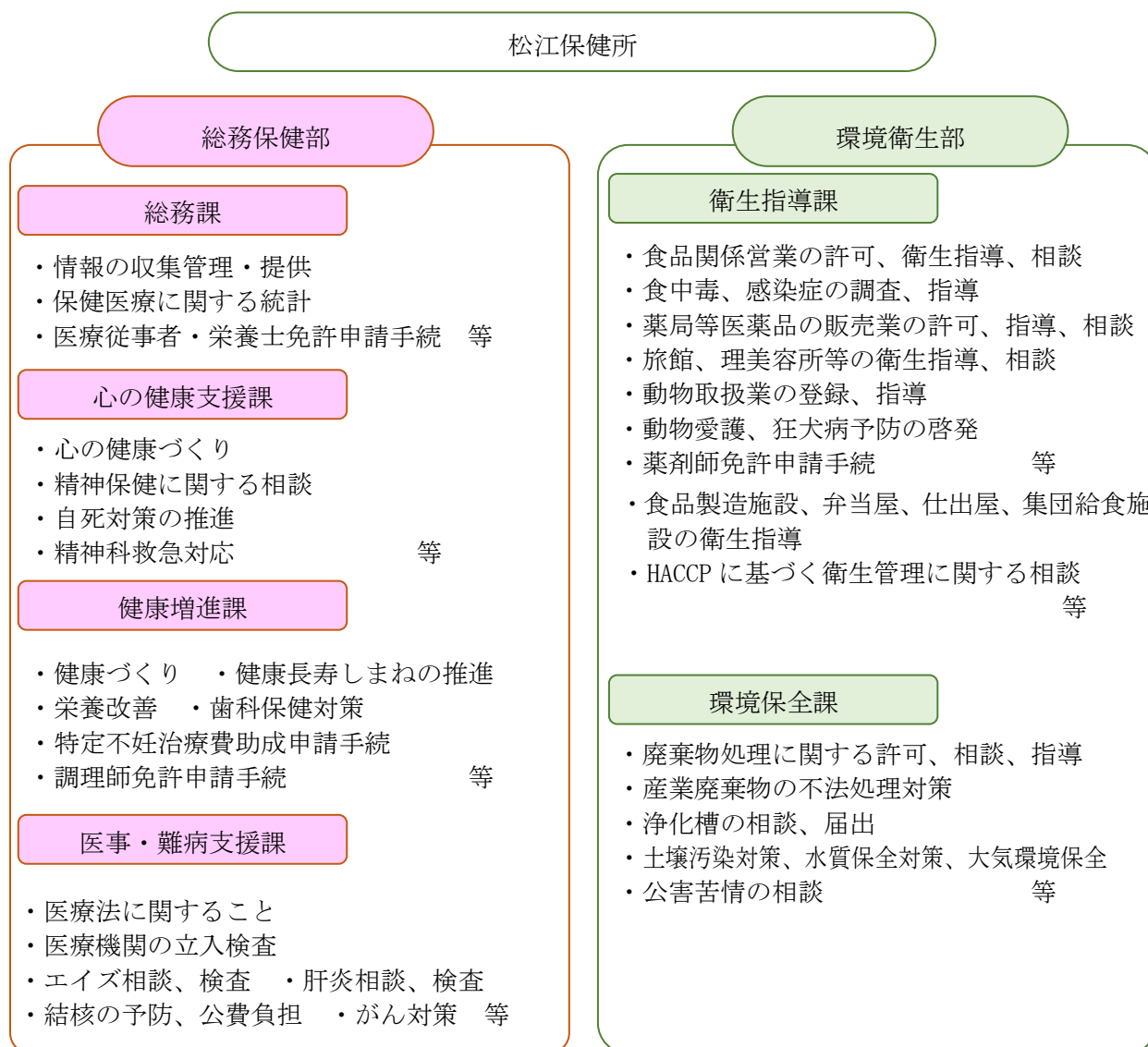
道府県	市	人口(人)	指定状況
北海道	札幌市	1,952,356	指定都市
青森県	青森市	287,648	中核市
岩手県	盛岡市	297,631	中核市
宮城県	仙台市	1,082,159	指定都市
秋田県	秋田市	315,814	中核市
山形県	山形市	253,832	施行時特例市
福島県	福島市	294,247	
茨城県	水戸市	270,783	施行時特例市
栃木県	宇都宮市	518,594	中核市
群馬県	前橋市	336,154	中核市
埼玉県	さいたま市	1,263,979	指定都市
千葉県	千葉市	971,882	指定都市
神奈川県	横浜市	3,724,844	指定都市
新潟県	新潟市	810,157	指定都市
富山県	富山市	418,686	中核市
石川県	金沢市	465,699	中核市
福井県	福井市	265,904	施行時特例市
山梨県	甲府市	193,125	施行時特例市
長野県	長野市	377,598	中核市
岐阜県	岐阜市	406,735	中核市
静岡県	静岡市	704,989	指定都市
愛知県	名古屋市	2,295,638	指定都市
三重県	津市	279,886	
滋賀県	大津市	340,973	中核市
京都府	京都市	1,475,183	指定都市
大阪府	大阪市	2,691,185	指定都市
兵庫県	神戸市	1,537,272	指定都市
奈良県	奈良市	360,310	中核市
和歌山県	和歌山市	364,154	中核市
鳥取県	鳥取市	193,717	施行時特例市
島根県	松江市	206,230	施行時特例市
岡山県	岡山市	719,474	指定都市
広島県	広島市	1,194,034	指定都市
山口県	山口市	197,422	
徳島県	徳島市	258,554	
香川県	高松市	420,748	中核市
愛媛県	松山市	514,865	中核市
高知県	高知市	337,190	中核市
福岡県	福岡市	1,538,681	指定都市
佐賀県	佐賀市	236,372	施行時特例市
長崎県	長崎市	429,508	中核市
熊本県	熊本市	740,822	指定都市
大分県	大分市	478,146	中核市
宮崎県	宮崎市	401,138	中核市
鹿児島県	鹿児島市	599,814	中核市
沖縄県	那覇市	319,435	中核市

※人口は、平成27年国勢調査の確定値

(平成28年11月1日現在)

資料 4 島根県松江保健所の業務及び職員数

島根県松江保健所が担っている事務及び職員の配置は、次のとおりです。



出典：島根県ホームページ掲載資料「松江保健所の業務内容」

○松江保健所の職員数

医師	獣医師	薬剤師	保健師	管理栄養士	歯科衛生士	臨床検査技師	診療放射線技師	化学	食品衛生	事務	合計
1	4	4	10	1	1	1	1	4	1	17	45

(平成28年4月1日現在)